

令和2年

第2回伊是名村議会定例会会期日程

会 期 3日間

自 令和2年6月10日

至 令和2年6月12日

月 日	曜日	会議、休会、その他
6月10日	水	本会議(開会、諸般の報告、行政報告、議案審議)
6月11日	木	本会議(議案審議)
6月12日	金	本会議(一般質問、閉会)

(議決結果)

令和2年第2回伊是名村議会定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第1号	令和元年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	令和2年6月10日	報告
報告第2号	令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	報告
報告第3号	専決処分の報告について(定住促進住宅(仲田区)建築工事(R1))	〃	報告
報告第4号	専決処分の報告について(伊是名村漁港海岸整備工事)	〃	報告
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(伊是名村税条例)	〃	承認
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	〃	承認
議案第24号	伊是名村税条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第25号	伊是名村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第26号	指定管理者の指定について(定住促進住宅仲田1号棟)	〃	原案可決
議案第27号	工事請負契約について(村道南風原線道路改良工事(R2))	〃	原案可決
議案第28号	令和2年度伊是名村一般会計補正予算(第2号)	令和2年6月11日	原案可決
議案第29号	令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第30号	令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決

議案 第31号	令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	〃	原案可決
議案 第32号	令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	令和2年 6月11日	原案可決
議案 第33号	令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）	〃	原案可決
同意 第3号	伊是名村固定資産評価員の選任について	〃	同意
発議 第3号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	〃	原案可決
陳情 第1号	新型コロナウイルス感染症拡大に係る影響を受けている商工業者並びに観光事業への特段の配慮について（要請）	〃	採択
陳情 第2号	「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う経営支援に関する要請書	〃	採択

令和2年第2回伊是名村議会定例会会議録 第1号				
招集年月日	令和2年6月10日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和2年6月10日	10時29分	議長 宮城安志
	散会	令和2年6月10日	14時24分	議長 宮城安志

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

10番	潮平そのみ	1番	前川秀和
-----	-------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	濱里篤
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	兼元清永	商工観光課長	前川栄進
企画政策課長	神田宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
行政報告
議員派遣の件
令和元年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
専決処分の報告について（定住促進住宅（仲田区）建築工事（R1））
専決処分の報告について（伊是名村漁港海岸整備工事）
専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）
専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
伊是名村税条例の一部を改正する条例
伊是名村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例
指定管理者の指定について（定住促進住宅仲田1号棟）
工事請負契約について（村道南風原線道路改良工事（R2））

令和2年第2回伊是名村議会定例会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時半

2. 付議事件及び順序 令和2年6月10日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		議員派遣の件
6	報告第1号	令和元年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
7	報告第2号	令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
8	報告第3号	専決処分の報告について（定住促進住宅（仲田区）建築工事（R1））
9	報告第4号	専決処分の報告について（伊是名村漁港海岸整備工事）
10	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）
11	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
12	議案第24号	伊是名村税条例の一部を改正する条例
13	議案第25号	伊是名村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例
14	議案第26号	指定管理者の指定について（定住促進住宅仲田1号棟）
15	議案第27号	工事請負契約について（村道南風原線道路改良工事（R2））

議長（宮城安志）

ただいまから令和２年第２回伊是名村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は１０名です。

これから本日の会議を開きます。（午前１０時２９分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第１

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、
１０番潮平そのみ議員、１番前川秀和議員を指名します。

日程第２

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日６月１０日から１２日の３日間
にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日６月１０日から１２
日の３日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等は、お手元に配付の会期日程表のとおり
であります。

日程第３

諸般の報告を行います。令和２年３月１日から５月３１日までの諸
般の報告を行います。報告書を配付しておりますので、要点だけを朗
読し、報告といたします。

３月１０日（火曜日）、第１回定例会が招集され、４日間の日程で
一般質問８件、議案２２件、承認２件、同意２件、その中に北部地域
基幹病院整備に関する意見書及び要望決議など計３６件の議案審議
を行いました。

４月３日（金曜日）、公事清明祭が「伊是名玉御殿」で催されまし

たが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため縮小し、清明祭が開催され、全員参加ではなく自主参加になりました。

4月14日（火曜日）、伊是名村新型コロナウイルス対策本部より新型コロナウイルス感染予防に向けた取り組みについて説明会があり、議員全員で参加し、意見交換を行いました。

5月14日（木曜日）、第1回臨時会が招集され、新型コロナウイルス関係予算特別定額給付金及び子育て世帯への臨時給付金に関する補正予算を中心に審議いたしました。

臨時議会閉会后、新型コロナウイルス感染予防対策本部よりこれまでの対策経緯についての報告と今後の対策について説明を受けました。

5月21日（木曜日）、令和2年度いぜん88トライアスロン大会実行委員会、専門部会合同会議が開催され、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、第33回いぜん88トライアスロン大会の開催については、沖縄県のイベント等実施ガイドラインに沿って協議を行い、残念なことに今年は中止と決定いたしました。

また同日、伊是名尚円王まつりについても同様に審議し、中止と決定いたしました。

次に、村監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づいて、令和元年12月分から3月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されておりますので、写しを配付しております。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

行政報告を行います。村長から行政報告の申し出があります。これを許します。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

おはようございます。第2回定例議会を招集しましたところ、全員お揃いでご参集いただきまして、誠に有難うございました。

本定例会には、報告、承認、条例改正、令和2年度各会計補正予算

等 17 件提案いたしました。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、行政報告の前に一言ご挨拶を申し上げます。

令和 2 年 1 月 15 日に新型コロナウイルス感染症が確認されて以後、感染症は急速に世界中に拡大して、人々の健康と生活や経済に計り知れないほどの脅威を与えています。

政府は、4 月 7 日に緊急事態宣言を発出し、休業要請、不要不急の外出自粛要請等を実施してきました。

その影響をもろに受け、個人事業者や中小企業等の倒産が相次ぐ中、観光業の衰退等の影響で失業者が続出し、日常の国民生活にも様々な困難と苦難を与えています。

本村も国、県の要請に基づいて、対策本部を設置して、様々な取り組みをしてまいりました。特に渡航自粛要請によるフェリー伊是名尚円の減便運航は村民生活や村経済に大きな影響を及ぼしています。

村では、このような厳しい村内情勢に鑑み、独自の支援策として地方創生臨時交付金を活用して、第 2 号補正予算案に計上したところであります。

これまで本村から一人の感染者も出なかったことは、村民の皆様のご理解とご協力のおかげで衷心より感謝申し上げます。

政府においては、そのような国難に対し、第 1 次補正予算を計上して、特別定額給付金、地方創生臨時交付金、子育て世帯臨時特例交付金等々、様々な支援策を講じています。

しかしながら、まだまだ行き届かない面があるとして、5 月 27 日に第 2 次補正予算案を閣議決定いたしました。

本村におきましても村独自に村民や各事業者を支援するため、地方創生臨時交付金を活用して、事業者支援助成金、事業者等家賃補助、全村民を対象とした一人 1 万円相当額の消費促進のためのクーポン券配布、そして高校生、大学生、専門学校生等に対する修学支援助成金を補正予算案に計上いたしました。

政府は、5 月 14 日に緊急事態宣言を解除し、21 日には県が休業

等活動自粛要請を解除、政府も25日に全面解除しました。

しかしながら、6月1日以降も3密を主軸にした新しい生活様式に基づいた感染予防対策は続いているわけであります。

本村としましても対策本部を継続して、村民の健康と安全安心を守ってまいりたいと考えています。

東京都が東京アラートを発動し、警戒危機体制を強めている中、全国的にも第2波の感染拡大が懸念されています。

そのような状況下にあって、本村においても第33回伊是名88トライアスロン大会、第21回伊是名尚円王まつりを関係者の了承のもと、やむなく中止と決定いたしました。

新しい生活様式の下、今後とも村民と一丸となって、一人の感染者も出さないという強い決意で臨み、安全安心な健康村づくりをしていくため取り組んでまいりたいと考えています。

議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、3月1日から5月31日までの行政報告を行います。

なお、主な点だけ読み上げてご報告しますので、あとはお目通しのほど、よろしくお願いいたします。

まずは、報告書の1ページをお願いします。3月3日（火曜日）、伊是名漁協直売店オープンセレモニーに出席いたしました。これは沖縄県水産物流通促進事業・目詰まり解消プロジェクト助成金を活用したものであります。

7日（土曜日）、中学校卒業式がありました。男子3名、女子6名、計9名の生徒が卒業しております。この卒業式にあたりましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、参加者を縮小して式典を挙げております。

10日（火曜日）、第1回定例議会が招集され、3月10日から3月13日まで会議を行っております。

11日（水曜日）、高校入試合格発表があり、伊是名中学校では推

薦6名、受験3名、計9名、全員が合格いたしております。

18日（水曜日）、小学校卒業式が男子4名、女子6名、計10名が卒業しております。これについても中学校同様に式典を縮小して挙行しております。

2ページをお願いします。22日（日曜日）、芸道50周年記念宮城武碩独演会が国立劇場おきなわ大劇場で開催され、出席をいたしました。

25日（水曜日）、73歳のお祝い記念として、村育英事業に寄付金を贈呈するため、同期生を代表して伊禮照夫、名嘉正和、諸見信恭、高良春江の各氏が来訪して贈呈していただきました。

また同日、本部警察署長表彰伝達式があり、野地駐在の方から代理として授与しております。以下、4名の個人、団体が表彰されております。

26日（木曜日）、「村における医療体制確保に関する業務協定書」を北部病院の久貝院長と締結をいたしました。

30日（月曜日）、宮城武碩氏が来訪しまして、宮城武碩独演会収益金の中から、伊是名村に寄付金を贈呈しております。

4月1日（水曜日）、令和2年度の開始式があり、一連の行事を執り行っております。あと以下のとおりであります。

3日（金曜日）、玉御殿令和2年公事清明祭を行いました。新型コロナウイルス感染症対策のため、村外からは、井伊直久、銘苅尚一郎、濱里利子、伊禮正泰、伊禮照夫の各氏と村内関係者のみで祭事を執り行い、直会を中止といたしました。

6日（月曜日）、新型コロナウイルス感染症対策事前会議を行いました。会議の内容は以下のとおりであります。

7日（火曜日）、安倍晋三総理大臣から、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「緊急事態宣言」が発出され、4月8日から5月6日まで7都府県「東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県」に、改正特措法により、新型コロナウイルス特別措置法

を発令しました。また、3密、いわゆる「密閉・密集・密接」を避けるとともに、不要不急の外出の自粛を要請いたしております。

8日（水曜日）、本村は、外来者の来村自粛要請を村ホームページに掲載し、公表いたしました。

6ページお願いします。13日（月曜日）、伊是名村新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしまして、第1回会議を開催しました。会議の内容は、以下のとおりであります。

14日（火曜日）、伊是名村新型コロナウイルス感染症対策本部より、JA伊是名支店、漁協、観光協会、商工会、建設業協会、議会に対し、フェリーいぜな尚円の1便運航についての現状を説明し、意見交換をいたしております。

その結果、4月16日から5月6日まで1便運航することを確認いたしております。

令和2年1月15日、感染者がはじめて確認されてから、4月14日までに46都道府県で7,964人の感染者が出て、119人の死亡が確認されております。

16日（木曜日）、安倍総理は7都府県に加えて、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府など6道府県を、緊急事態措置を実施すべき区域に加え、13都道府県を特定警戒都道府県と指定しました。

また、すべての都道府県について感染防止対策取組が必要であるということから、緊急事態措置を実施すべき区域とすることを発出いたしております。

17日（金曜日）、第2回伊是名村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしました。会議の内容は、以下のとおりであります。

20日（月曜日）、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定されました。内容は、住民基本台帳に記載されている者を給付対象として、一人10万円を特別定額給付金として給付するということ

であります。

8 ページをお願いします。同日、玉城知事は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、県独自の「緊急事態宣言」を発出して、県民の接触機会を8割減らす「沖縄5分の1アクション」を打ち出しました。県民総ぐるみで力を合わせ、難局を乗り越えようというふうに呼びかけております。

22日（水曜日）、村はこのことを受けまして、新型コロナウイルス感染症対策事前調整会議を公室で行いました。内容については、以下のとおりであります。

23日（木曜日）、第3回伊是名村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしました。

内容につきましては、以下のとおりでありますので、お目通しをよろしくお願いいたします。

それから10ページをお願いします。令和2年度いぜん尚円王まつり実行委員会を開催いたしました。その中におきまして、実施の可否については、実行委員、運営委員、合同会議を開催し、5月中旬あたりに決定するというふうになりました。

また同日、令和2年度いぜん88トライアスロン大会実行委員会も開催され、同様に5月中旬頃に実行委員、専門委員合同部会でこれを決定するというふうになっております。

5月1日（金曜日）、第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を行いまして、会議の内容は以下のとおりであります。

11ページお願いします。4日（月曜日）、政府は、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を、全都道府県を対象としたまま、5月31日まで25日間延長するというふうに決定し、5月4日夜、官報に公示され効力が発生しました。

5日（火曜日）、県は、国の新型コロナウイルス対策特措法に基づく緊急事態宣言の延長を受け、対策本部会議を開き、7業態の特定施設に対する休業要請を20日まで延長するなど、実施方針を決定。尚、

不要不急の移動の自粛要請は31日まで延長するとしました。

7日（木曜日）、幼稚園、小学校始業式がありました。

8日（金曜日）、伊是名小学校入学式。

12日（火曜日）、定例庁議を行いまして、会議の内容は以下のとおりであります。

14日（木曜日）、令和2年第1回臨時議会が招集されました。議会会議の内容は以下のとおりであります。

同日、政府は、39県の緊急事態宣言解除決定をし、県は休業要請を解除発表いたしました。

15日（金曜日）、第5回伊是名村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開きまして、会議の内容は以下のとおりであります。

18日（月曜日）、令和2年第51回伊是名村戦没者慰霊祭について調整会議を行いました。

その中におきまして、13ページお願いします。新型コロナウイルス感染症予防対策の観点から、参列者の安全確保のため、慰霊祭の規模を縮小し、式典は一部関係者で行うと。

また、村民には密接にならないよう、それぞれの場所で戦没者の御霊を追悼して頂くことと、各自が自由に参拝できるよう、慰霊塔境内のお線香台は、午後3時まで設置しておくことといたしました。

19日（火曜日）、新型コロナウイルス感染症対策として使用禁止となっていた、村内各施設は解除いたしました。

沖縄県は、沖縄伝統音楽湛水流、琉球歌劇、空手・古武術で、無形文化財保持者として21名追加認定いたしております。その中で、本村出身の「濱里長希氏が沖縄伝統音楽湛水流、宮城武碩氏が琉球歌劇」で認定されました。心からお祝いを申し上げたいと思います。

21日（木曜日）、村立学校が再開いたしました。

令和2年度第21回いぜな尚円王まつり実行委員、運営委員合同会議が開かれ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている社会情勢を鑑み中止と決定いたしております。

また、令和2年度第33回いぜな88トライアスロン大会実行委員、専門部合同会議が開催され、その中においてもまつり同様に中止と決定をいたしております。

次、14ページお願いします。27日（水曜日）、フェリーいぜな尚円定期検査のためドック入りし、5月27日から6月12日まで長崎県島原ドック協業組合にドック入りをしております。その間、フェリーいへやⅢが就航しております。

28日（木曜日）、第6回伊是名村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開きまして、会議の内容は以下のとおりであります。

29日（金曜日）、沖縄県議会議員選挙が告示されました。同日、名護市、うるま市、浦添市、石垣市の4市は無投票というふうに決定をいたしております。

以上が、3月1日から5月31日までの行政報告であります。ご清聴有難うございました。

議長（宮城安志）

これで行政報告を終わります。

日程第5

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、最終日の12日に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、最終日12日に行うことに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

議長（宮城安志）

再開します。

日程第6

報告第1号・令和元年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、報告第1号・令和元年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和元年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告いたします。令和2年6月10日提出、伊是名村長 前田政義。

なお、内容につきましては、別紙のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

ただいま説明が終わりました。

これより質疑を行います。ただいまの報告に対し、質疑ございませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第1号・令和元年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第7

報告第2号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

報告第2号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告します。令和2年6月10日提出、伊是名村長 前田政義。

内容につきましては、お手元の別紙のとおりであります。簡易水道事業等特別整備管路更新給水装置設置事業、これは単独事業の内容であります。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。

これより質疑を行います。ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これで、報告第2号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第8

報告第3号・専決処分の報告について（定住促進住宅（仲田区）建築工事（R1））を議題とします。

本件について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

報告第3号・専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告します。

令和2年6月10日提出、伊是名村長 前田政義。

なお、専決処分書を読み上げて説明といたします。

専決処分第3号、専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について。

定住促進住宅（仲田区）建築工事（R1）について、建設工事請負契約第24条に基づき次のように契約金額を変更する。

契約の目的、契約済金額、元契約に対する変更減額、変更契約額、

契約の相手方等については、処分書のとおりでございます。よろしく
お願いをいたします。

議長（宮城安志）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ただいまの報
告に対し、質疑ございませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これで、報告第3号・専決処分の報告について（定住促進住宅（仲
田区）建築工事（R1））を終わります。

日程第9

報告第4号・専決処分の報告について（伊是名漁港海岸整備工事）
を議題とします。

本件について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

報告第4号・専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に
より、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決
処分したので同条第2項の規定に基づき報告します。

令和2年6月10日提出、伊是名村長 前田政義。

なお、専決処分書を読み上げて説明といたします。

専決処分第4号、専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に
より、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について。

伊是名漁港海岸整備工事について、建設工事請負契約第24条の規
定に基づき次のように契約金額を変更する。

1. 契約の目的、2. 契約済金額、3. 元契約に対する変更増額、
4. 変更契約額、5. 契約の相手方は、処分書のとおりでございます。
令和2年3月13日、伊是名村長 前田政義というふうに処分をいた

しました。よろしくをお願いします。

議長（宮城安志）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ただいまの報告に対し、質疑ございませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第4号・専決処分の報告について（伊是名漁港海岸整備工事）を終わります。

日程第10

承認第3号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

承認第3号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）。

地方自治法第179条第1項の規定により、伊是名村税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。令和2年6月10日提出、伊是名村長 前田政義。

なお、処分書を読み上げて説明といたします。

専決処分第5号、専決処分書（伊是名村税条例）。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、別紙のとおり、伊是名村税条例等の一部を改正する必要があるが、議会を招集する暇がなく地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年3月31日、伊是

名村長 前田政義。

なお、内容については添付されているとおりでございます。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）は、原案のとおり承認されました。

日程第11

承認第4号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

承認第4号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方自治法第179条第1項の規定により、伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。令和2年6月10日提出、伊是名村長 前田政義。

専決処分書を読み上げて説明いたします。

専決処分第6号、専決処分書（伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、伊是名村国民健康保険税条例についてもその一部を改正し、令和2年3月31日付けで公布及び令和2年4月1日付けで施行する必要があるが、議会を招集する暇がなく地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年3月31日、伊是名村長 前田政義。

内容については、添付されているとおりでございます。よろしくお願いたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

これで討論を終わります。

これから承認第4号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午後 2時00分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議に入る前に、村長より事件の訂正請求がありますので、これを許します。総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

それでは、私の方から事件の訂正ということで読み上げていきますので、訂正の方をよろしくお願ひしたいと思います。

まず、はじめに議案第24号・伊是名村税条例に関する条例の一部を改正する条例についてなんですが、訂正箇所が議案第24号の議案書中の件名を伊是名村税条例の一部を改正する条例についてに訂正をお願いいたします。

続きまして、同議案書中の次ページの方にありますけれども、この条例の中の開けて3ページに第2条 伊是名村税条例（昭和47年条例第36号）を第2条 伊是名村税条例（昭和47年条例第36号）の一部を次のように改正するというので訂正いたします。括弧の後ろの方に一部を次のように改正するというふうに訂正したいと思います。差し替えの方をいまお手元にお配りしておりますので、その方で確認願えればと思います。

続きまして、同じく同議案書中の第1条の方に附則があるんですが、それを削除して、第2条 伊是名村条例（昭和47年条例第36号）の附則とあるのを、附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年1月1日から施行するに訂正をお願いいたします。

この方も修正分の議案は、お手元にお配りしてありますので、確認をお願いいたします。

続きまして、もう1点、議案第28号の一般会計補正予算2号について、その4ページの第2表地方債補正の起債の目的の方で、2段目にあります伊是名尚円まつり運営補助を伊是名尚円王まつり運営補

助に訂正の方をお願いします。「王」の方が抜けておりましたので、その挿入の方をよろしくお願いたします。以上で終わります。大変申し訳ありませんでした。よろしくお願います。

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。

日程第 1 2

議案第 2 4 号・伊是名村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、議案第 2 4 号・伊是名村税条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をいたします。

伊是名村税条例（昭和 4 7 年条例第 3 6 号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、地方税法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 2 6 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 1 6 1 号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 4 9 号）が令和 2 年 4 月 3 0 日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例を改正する必要があり、条例を提出するものであります。

なお、条例の内容については、お手元の議案書のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論を終わります。

これから議案第24号・伊是名村税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第24号・伊是名村税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第25号・伊是名村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第25号・伊是名村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をいたします。

伊是名村新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第4号）の一部を別添のように改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和2年6月10日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、新型インフルエンザ特別措置法の一部改正に伴い、対策本部を設置する必要があり、各課、事務局等を本部員として配置するため、本条例を提出するものであります。

なお、条例の内容につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論を終わります。

これから議案第25号・伊是名村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号・伊是名村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第26号・指定管理者の指定について（定住促進住宅仲田1号棟）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第26号・指定管理者の指定についての提案理由説明をいたします。

次のように定住促進住宅仲田1号棟の指定管理者を指定する。

令和2年6月10日提出、伊是名村長 前田政義。

1. 指定管理者に管理を行われる公の施設、名称、定住促進住宅仲田1号棟、所在地、伊是名村字仲田1522番地1。

2. 指定管理者となる団体、名称、仲田区、所在地、伊是名村字仲田144番地1、代表者、区長 伊禮正隆。

3. 指定期間、令和2年7月1日から令和5年3月31日まで。

提案理由、定住促進住宅仲田1号棟の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議

会の議決を必要とするため、本案を提出するものであります。よろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

まず指定管理、伊是名村定住促進住宅の条例で家賃等の設定がされているのか。私たち以前に条例を制定し可決したわけですけど、家賃は別に定めるということがありましたが、その後、家賃の設定というのはどういう具合になっているのか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。条例の方に規則への委任がございまして、規則で家賃の方は1万5千円と定めております。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

この指定管理する上で村のメリット、あるいは受託者のメリット、今後ともこういう住宅のケースが続くわけですから、その辺、考えをお聞きしたいと思います。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。仲田区の定住促進住宅については、平成30年6月11日に区の方から村の方に対して要望書が提出されております。

その中でいまのことに関連する分を読み上げたいなと思っております。

なお、当区としては入居人の保証人、あるいは施設の維持管理に関

する受託を視野に入れ要請いたしますことを申し添えますという申し出がありまして、そのことを基本として、仲田区の住宅に対しては指定管理を区の方をお願いしようということで進んできているのかと思っています。

区の方としても自分たちで管理したいというメリットありますか、その辺もあってのことかなと思います。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

家賃が1万5千円の設定をされているということになりますと、家賃徴収、収納云々もすべて区の方が任されるということになるわけでしょうか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。家賃の徴収業務、収納に関しても区の方で行う事となっております。

徴収した家賃は指定管理の業務に充てるという事業計画になっております。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

他にないようですので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号・指定管理者の指定について（定住促進住宅仲田1号棟）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第26号・指定管理者の指定について(定住促進住宅仲田1号棟)は、原案のとおり可決されました。

次の日程に入る前に、地方自治法第117条の規定により、潮平そのみ議員は除斥対象となりますので、退席を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時19分

議長(宮城安志)

再開します。

日程第15

議案第27号・工事請負契約について(村道南風原線道路改良工事(R2))を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第27号・工事請負契約についての提案理由の説明をいたします。

村道南風原線道路改良工事(R2)について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、2. 契約の方法、3. 契約金額、4. 契約の相手方等については、議案書のとおりでございます。

令和2年6月10日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、村道南風原線道路改良工事(R2)の請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本

案を提出するものであります。

なお、契約書の写し、道路改良工事の概要、平面図等も添付してございます。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第27号・工事請負契約について（村道南風原線道路改良工事（R2））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号・工事請負契約について（村道南風原線道路改良工事（R2））は、原案のとおり可決されました。

潮平そのみ議員の除斥を解きます。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時24分

議長（宮城安志）

再開します。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午後2時24分）

令和2年第2回伊是名村議会定例会会議録 第2号				
招集年月日	令和2年6月11日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和2年6月11日	10時28分	議長 宮城安志
	散会	令和2年6月11日	14時02分	議長 宮城安志

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

10番	潮平そのみ	1番	前川秀和
-----	-------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局 長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
------------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	濱里篤
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	兼元清永	商工観光課長	前川栄進
企画政策課長	神田宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和2年6月11日

令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）
令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）
伊是名村固定資産評価員の選任について
新たな過疎対策法の制定に関する意見書
新型コロナウイルス感染症拡大に係る影響を受けている商工業者並びに観光事業への特段の配慮について（要請）
「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う経営支援に関する要請書

令和2年第2回伊是名村議会定例会議事日程（第2号）

1. 開 議 午前10時半

2. 付議事件及び順序 令和2年6月11日（木）

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第28号	令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）
2	議案第29号	令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
3	議案第30号	令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
4	議案第31号	令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
5	議案第32号	令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
6	議案第33号	令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）
7	同意第3号	伊是名村固定資産評価員の選任について
8	発議第3号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書
9	陳情第1号	新型コロナウイルス感染症拡大に係る影響を受けている商工業者並びに観光事業への特段の配慮について（要請）
10	陳情第2号	「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う経営支援に関する要請書

議長（宮城安志）

これから本日の会議を開きます。（午前10時28分）

ただいまの出席議員は10人です。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。ただちに、本日の議事日程に入ります。

日程第1

議案第28号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは議案第28号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ8,505万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,398万5千円とするものであります。

歳入につきましては、14款国庫支出金で4,315万2千円の増、15款県支出金で266万8千円の増、17款寄附金で950万円の増、19款繰越金で財源確保のため前年度繰越金553万5千円の増、20款諸収入で50万円の減、21款村債で2,470万円の増額となっております。その主な内容としまして、14款国庫支出金では観光防災力支援事業補助金、社会保障・税番号制度システム整備補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業実施にするものであります。

15款県支出金では教育費県補助金で公立学校情報機器整備費補助金、沖縄振興特別推進市町村交付金で補助配分額の変更、土木費県補助金で道路メンテナンス事業補助、沖縄県町村支援事業費補助金で

補助配分額の変更によるものであります。21款村債では土木債の増額によるものであります。

歳出につきましては、2款総務費で7,694万7千円の増、3款民生費で1,424万4千円の減、4款衛生費で599万4千円の増、5款農林水産業費で300万1千円の増、6款商工費で408万7千円の減、7款土木費で301万3千円の増、8款消防費で99万円の増、9款教育費で1,109万3千円の増、12款諸支出金で234万8千円の増額となっております。その主な内容としましては、2款総務費では沖縄振興特別推進交付金費の伊是名島定住条件整備事業費として、定住促進住宅の建設事業費となっております。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、村内事業者等家賃補助、住民向けに村内で利用できる消費促進クーポンの配布、感染症対策に係る消毒作業マスクや消毒液の購入、売上高が減少した中小企業、小規模事業者への助成金、小中学校の児童生徒、教職員の感染予防対策費、高校生や大学生等がいる家庭への修学支援助成事業費等、八つの事業を実施するために計上しております。

3款民生費では主に人事異動等による人件費の補正となっております。5款農林水産業費では人事異動等による人件費の補正、林業振興費で臨港道路沿いにある保安林帯のモクマオウの伐採に係る使用料及び賃借料の計上となっております。

9款教育費では、主に幼稚園費の工事請負費で幼児が園庭での活動に安心して取り組める環境を構築するためのフェンス設置工事費用、公立学校情報機器整備事業による児童生徒へのタブレット端末の購入費用となっております。

12款諸支出金では尚円王の里いぜな島応援基金への積立金となっております。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基

づき提出し、議会の議決を求めるものであります。以上、よろしくお
願いをいたします。令和2年6月10日提出、伊是名村長、前田政義。
議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありま
せんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

19ページ、2款7項3目、尚円王の里人材育成事業、委託料で2,
300万円の減がありますが、当初予算から2カ月を経過している事
業なのですが、今回減額の2,300万円であります。その委託料に
ついて説明をお願いします。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回の尚円王の里人材育成
事業の学校ICT推進事業なのですが、昨年度の年度末においてG I
G Aスクール構想という国が新しい補助事業を創設したのに伴い、一
括交付金には該当しないということで、今回の一括補助事業からは取
り下げをしております。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

取り下げされたということは、新たに違うメニューを出すというこ
とになるわけでしょうか、よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

お答えいたします。企画政策課長からありましたようにG I G A ス
クール構想という新しい補助メニューが創設されまして、中学校は一
括交付金の方でネットワークシステムを構築いたしました。小学校

でそれも計画して本年度の当初予算に計上いたしました。それでヒアリングの過程でG I G Aスクール構想で補助メニューがあるということで、一括交付金に該当しなくなりましたので、今回取り下げさせていただきます。

今回、G I G Aスクール構想の方で小中学校に一人1台の端末整備ということで新たに予算の計上をしているところでございます。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは私の方から15ページの2款総務費、1項1目一般管理費の観光防災力支援事業、この事業の中身等について、それから次のページの財産管理費の12節委託料でポリ塩化ビフェニル含有状況調査委託料が組まれておりますけれども、その事業内容、これは補助事業なのか、そういったことも含めての事業内容をお願いいたします。

それから29ページ、漁港建設費の12節委託料、公有水面埋立免許願書環境図書作成業務とありますけれども、この方の事業内容をよろしく申し上げます。

それから32ページの消防施設費の10節需用費、修繕費で99万円計上されておりますけれども、この内容の方も申し上げます。

それから35ページ、1目幼稚園費、14節工事請負費に100万円計上されておりますけれども、当初予算では計上されなかったのか、その内容について申し上げます。

それから38ページの公立学校情報機器整備、G I G Aスクール用タブレット端末の購入ということですがけれども、この事業の補助の仕組み、これは先程説明があったように一括交付金では約80%、90%の補助率だったと思うんですけれども、ここにきたら国庫の方で370万円と、事業費1,000万円に対して3分の1程度しか補助になっていないんですけれども、そういった事業なのか、その辺につ

いて説明をお願いいたします。

それから20ページの2款総務費、1目新型コロナウイルス感染症対応地方創設臨時交付金費、事業内容を昨日説明を受けたんですけれども、中にはまだまだ手当がされていないような感じの内容もあるのではないかと、これは観光協会等の民泊体験事業で民泊がすべて流れてしまって、民泊をしている個人の収入が殆どなくなっていると、年間8,000名ぐらいでしたか、そういう方々が今回殆ど宿泊がないのではないかという中で、第1回の臨時議会でも私予算質疑の中でコロナ対策としまして、他の市町村でもこういった民泊受け入れの補助とか、そういうものがありますけれども、村の方ではそういった検討も含めてお願いしたいということで質疑応答したつもりだったんですけれども、今回残念ながら該当しなかったのか、その辺の内容、この方につきましては伊是名島観光協会さんもすごくダメージを受けて、あとで出てくる要望書の方でも崩壊の危機にあるということですが、そういった非常に影響を受けているところの事業のメニューが漏れているのではないかと、この辺についての今後の方針等、また検討するか、そういったことをお願いしたいと思います。

それからいま自然災害等が非常に多くて、既に豪雨で避難をしている中でコロナ対策、3密状況をどういうふうにするかということで、避難所の衛生環境を保つための消毒や、それからマスク、仕切りなど、今後そういった避難箇所をできるだけ分散しなさいというふうなことがテレビ報道でも言われております。そういったことの防災的なコロナ対策、この方も今回の事業では計上されていないかということなんですけれども、明日にはまた第二次の補正が予定されているということでございますけれども、今後12月まで台風が来たり、そして避難箇所には老人とかが多く避難されますけど、停電があったりと、そういう3密の中で窓も開けられないときに、どのようにしたらこのコロナ対策、第2波、第3波に備えることができるのかということの今後のここでは事業に載っていないんですけれども、どういうふうに考

えるのか、以上のことにひとつご説明をよろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

しばらく休憩します。

休憩 午前 10 時 47 分

再開 午前 10 時 48 分

議長（宮城安志）

再開します。

総務課から順序よく答弁をお願いします。総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

それではお答えします。まず、1 点目、15 ページの観光防災力支援事業の備品購入費についてですが、この方、県内において大規模災害が発生した場合に、港湾、空港、道路が復旧するまでに時間を要する。そういった場合に外国人観光客及び一般の観光客が県内に足止めをされるということが想定されるということで、沖縄観光防災力強化支援事業というのがございまして、その中で観光客の安全安心を確保するために避難、防災を支援するための事業ということでこの事業がございまして、今回、村でも申請をして、この事業を実施するんですけども、既に当初予算で計上されてはいたんですけども、その中身の方を精査して、追加でいまその方を計上しております。この備品購入費の中身については要保護者用の簡易式のトイレ、すぐ設置できるようなタイプ、ラック式でも使い捨てみたいな形のトイレと、あと発電機の方を2台、それから防災備蓄倉庫1基、場所の方はまだ決まってはいるんですけども、食料とかを備蓄できる倉庫を本年度は予定しております。補足なんですけど、来年度もこういったのを継続していく予定となっております。備品の他に非常食とかも購入する予定となっております。1 点目は以上であります。

続いて2 点目、16 ページのポリ塩化ビフェニル含有状況調査委託料についてですが、このポリ塩化ビフェニルというのが有害物質の PCB というのが含まれておりまして、それが法的に処理ができるの

が2カ年後までとなっておりまして、村内でも公共施設内にある変圧器とか、コンデンサーとか、蛍光灯とかに入っている安定器ですか、そういったものに含まれている可能性があるということで、村内の公共施設の調査を本年度委託費として計上しております。

それから32ページ、消防施設費の中の修繕費、これも先月の臨時議会の日あたりでしたか、そのときに防災無線の方が時報とか、定時録音ができなくなって、昨日復旧はしておりますけれども、その他、機器の卓上電源ユニットというのがございまして、その方が故障して使えなくなったということで、今回予算を計上しております。昨日復旧したのは在庫がないということでメーカーさんからもお願いしていただいて、中古の方を応急的に取り寄せて設置していま復旧している状況です。このユニットが発注から3カ月、4カ月かかるということで、何とか中古品をお願いして設置している状況であります。私の方からは以上でございます。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

議長（宮城安志）

再開いたします。

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。ただいまの質問の12節委託費の内容なんですが、昨年環境調査を終えておりまして、その環境調査後の完成図書を作成する業務なんですが、要因は再来年の工事分の埋め立て申請を本年度やる必要があって、その申請書に添付する環境図書の書類ということになります。以上です。

議長（宮城安志）

次に教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

それでは質疑にお答えいたします。まず、35ページ、幼稚園費の工事費につきまして、当初では計上できなかったのかというご質問がありますが、当初のときには支援が必要な児童ではなかったということで、途中から入ってきたということがございます。それでその児童が情緒不安定なところがありまして、保育する中で園庭からとっさに道路に出ることがありまして、その件が今回2回ほど続いて幼稚園の教諭の方から、このままでは他の園児もみることが大変だということがありまして、フェンスをどうにか設置できないかという要望がございまして、それを受けて特別教室のフェンスのところから幼稚園の玄関までの間にフェンスを設置しようということで見積を取って今回の予算計上となっております。

次に38ページのGIGAスクールにつきましてですが、小学校で予定していましたが通信環境の整備で当初一括交付金に計上しておりましたけれども、そこでGIGAスクール構想につきましては、今回タブレット端末を一人1台、小学校、中学校に整備するということが予算が限られておりまして、1台当たり1人4万5千円、それにプラスでソフトの購入費ということで126人で計算しております。タブレット端末4万5千円、ソフトウェア3万8千円、今回これを国の補助ということもありますので、そこで要求いたしまして、最終的には小学校の通信環境の整備につきましては、この年度が終了次第、来年度要望して整備していく予定としております。

補助率ですが、GIGAスクールの方はいま端末の4万5千円が100%の補助で国から助成されます。ソフトウェア3万8千円につきましては、二次補正の段階でもしかしたら該当して100%の補助に該当してくるというふうに我々は考えているところであります。いま現在は3万8千円の126人については単費の方で対応しているところであります。以上です。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

いま教育振興課長が説明したG I G Aスクールに関して、コロナ対策の二次の方でコロナ対策交付金を活用できる補助事業として、このG I G Aスクールの事業が認められておりますので、現段階ではまだ確定してないので、補助事業分と、その残りの単独分については、新たなコロナ対策の方で対応できるということで、現在は単独で計上しておりますが、今後、新たなコロナ対策事業費の方が確定次第、それを財源としてこの事業には充当していく考えであります。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

コロナ関連の民泊の方々、そして観光協会等、一連の事業者の皆様方の支援については、これは特別支援の要望書をいただいておりますので、それを踏まえて対応していかないと、村の経済振興、発展のためにも、これまで頑張ってもらった方々、あるいは団体でありますので、その支援はぜひやりたいと思っております。

ただ、観光協会等からもあとしばらく様子を見て、その推移をみながらまた相談したいという話もありましたので、あとしばらくどういった形で推移していくか、その実態を踏まえながらやっていきたいと思っております。いずれにしまして民泊受け入れの方々、そして観光協会の支援は村としてもやらなければいけないというふうに思っております。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

議長（宮城安志）

再開します。

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。先程の観光客対応の防災事業ではあるんですけども、局の方にも確認したんですけども、台風時とかの場合にも使用してよろしいということでありまして、その中で毛布も観光客の設定がありまして132枚、それからトイレも12台、それから食料も1,188食、それから先程話した発電機、避難施設が4箇所ありますので、4台は購入する予定、それから簡易式の折りたたみベット、それも30台ほど計画はしております。その中でもすべてに行き渡るかは、これからまた試算なりしていかないといけないと思っております。

それからいま言った消毒液とか、マスクもこの備蓄計画の中でできるかどうかはこれからの調整なんですけれども、その他に仕切りも結構いろいろな種類がありますので、あとはフロアマットもありますので、その辺も含めて今後の事業で計画をしていきたいと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

1番目に質問しました観光防災力支援事業、この方で先程のコロナ対策臨時交付金でできなかった避難所の衛生環境といいますか、そういったものはある程度カバーできるというふうに理解してよろしいんですか、先程もあつたように我々総合センターと保健センター、いままではその2箇所を主にやっていたんですけども、最近はできるだけ分散して避難所も密にしないで下さいということからしたら、各集落でそういったのも増えてくるのかなということも考えられるんですけども、そういったことも含めて、例えばいまの保健センターあたり、職員が特に向こうの場合でしたら医療従事者的な保健師さんとかも含まれて、それなりの対応するということになるかと思っておりますので、そういう3密の状況をどういうふうに防ぐかというのもこの

コロナ対策では職員の検温も含めてやはり考えないといけないのではないかなと思っていますので、ぜひこの臨時交付金でできないのであれば、観光防災力支援事業で、ぜひそういったところもできるようにお願いしたいなど、また、それがある程度できるということ聞きまして非常に安心しております。

それからポリ塩化ビフェニル含有状況調査ですか、これは蛍光灯のP C Bの話ですか、これは民間の方にもきているんですよ、昔の蛍光灯を使っていないかということで、いま公共施設だけの調査というふうになっていましたけれども、もし村内で一般でもあったりする可能性はないのか、その辺もしあった場合に個人はどこに処分をしていいのか、その辺の検討、方針も含めて、もう一言だけそこの方をお願いしたいなと思います。

それから公有水面埋立申請書、これは勢理客漁港の用地護岸等についての申請と、これは一挙に全体を埋立申請するのか、工事の年度ごとにされるのか、あと向こう旧漁港内に公有水面、実際に陸地化されているんですけど、埋立免許がされていないという箇所もあらうと思うんですけども、そこの方も併せて今後どのように進めていくのかもお願いしたいと思います。

あとは幼稚園のいろんな問題につきましては、私、一般質問の中で認定こども園の話等々でありますので、今回は緊急的に子どもが道路に飛び出さないための措置だということ聞いておりますので、その点につきましては了解しました。いままでのところは以上です。いま言ったポリ塩化ビフェニルと、それから公有水面埋立申請について、もう一度説明の方をよろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。ポリ塩化ビフェニルの調査について、私の方で把握しているのが公共施設だけということでありまして、そういったのが

民間にもきているということなので、その辺、詳しく調べて、また、どれくらいあるのか、台数にもよるかと思うんですけども、その処理費用とか、処理先というのも確認していきたいと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。ただいまの埋立申請の場所と申しますか、それは伊是名漁港、いま漁港海岸事業をしているところ、通称、伊是名ビーチというところでございます。埋立の対象は、昔の呼び名で浜崎漁港といいますか、その部分の埋立申請に係る業務の環境調査を行ったので、その完成図書の作成業務ということで先程説明申し上げましたけど、いま言う浜崎漁港部分だけが埋立免許の申請が必要で、残りの伊是名ビーチ側と突堤は埋立免許申請の対象外ですので、浜崎漁港だけです。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

ポリ塩化ビフェニルの調査につきまして有難うございます。公共施設を主にとということなんですけれども、民間にもそういった電話等がたまたまあったんですよ。そういうことであるのかどうかと言われてもよくわからないところがありますけど、民間にもそういったのがあるのか、その辺、先程言われたように、もしあった場合、どのように処理すればいいのか、それも皆さんの方で公共施設と併せてぜひ考えていただけたらいいのかなと思っておりますので、よろしく願います。

それから公有水面の埋立免許について、私は勢理客漁港だと勘違いしておりました。いま旧浜崎漁港を埋め立てるということですね、それでいろいろ年度ごとに出てくるのかなというふうに思っております。

した。他の突堤等につきましては、いま隠れ護岸と言われているのを設置した場所については、公有水面埋立申請は要らないということで理解してよろしいわけですね、わかりました。早めに工事が完了できるように願ひまして、私の質問は終わりとします。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

20ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関連してお聞きしたいと思います。昨日の説明等の中にもありましたが、社会システム維持のための衛生確保事業ですか、その中に2種類の機器等、合わせて10台の購入が予算計上されているかと思いますが、その件についてもっと詳しく明確に聞いていきたいと思っています。この事業概要の説明資料を見ますと、報酬で10人掛ける5時間とか、諸々合わせて49万円を計上すると概要で述べていますが、そのあたりこの機器は新たに委託でもってそういった業務をなさっていくのか、あるいは臨時雇用ということで、役場でそういった雇用体制をつくってやっていくのか、いずれにしてもそれに関連して衛生的な資格等がなければできないものなのか、そのあたり詳しく聞かせて下さい。そして今後、その機器がどういうふうに備品管理あるいは専属の委託者でもって、配置者にて利用されていくような感じなのか、それとコロナ対策事業があるうちの対応の仕方なのか、そのあたり詳しく聞かせて下さい。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。まず、当該事業で購入する備品なんですが、コロナ終息後もその他有効活用は考えていきたいと思っております。今回のコロナ対策に資する内容は、村で臨時的に直接雇用して、村内にある175箇所の公共施設について消毒作業をしていく予定です。

煙霧と噴霧、両方をいま計上しておりますが、煙霧は室内、噴霧は屋外、屋内と屋外というすみ分けでいま使用する予定で5台ずついま計上しております。頻度は月1回を目標に計上しております。これで終息するかどうかは情勢をみてみないとわからないんですが、とりあえず9月分ということで計上させてもらっております。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時22分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

いまの前田議員と関連してなんですが、このカタログを見ますと、この噴霧器、煙霧器、おそらく外国製だと思うんですが、以前もよく外国製で故障などが多く、部品も一旦壊れたらなかなか修理もできない、そういったことがよくあったんですが、これは国産で使えるのがないのか、かなり高額な買い物だと思うので、その辺も検討されて、この機械をカタログに載せているのかをお伺いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。噴霧については国内にも類似品を扱うメーカーはございます。金額的には大体似たり寄ったりでございます。煙霧についてはドイツのこのメーカーしか世界で作ってないということで、そこからしか調達できないということになります。値段はその代理店からの見積の値段になりますので、そこはそこしかないのを避けようがないということになります。以上です。

6番（東江源也議員）

わかりました。

議長（宮城安志）

他にありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

申し訳ありません。説明会でのことを思い出しまして、水産業の中でモズクの方は既に売上も伸びているということで心配ないというふうな話は、私もたまたま組合長さんから聞いたんですけれども、その時、私も気づかずに昨日の説明会后に海ぶどうの個人が保管もできなくて、輸送もできなくてというふうなことで困っているというふうな話が出ていたんですけれども、私も確認は取れてないんですが、これは組合から村の方に対しての要望とか、個人からもそういった要望、それから役場としまして、あと農業部門にもそういったことがないのか、商業部門でも販売をやろうとしたけれども、できなくなったとか、そういったことの要望があったのかということと、そういったことで今後もし実際に被害を受けているということであれば、どのような対策をしていくのか、そこについてよろしくお願いしたいと思います。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。ただいまの質問の中で村としてということがありましたので、村として支援の窓口、商工観光課の方で準備しております。その中に農林漁業者の部分は想定されてなく入っていないという事は承知しております。

それといま海ぶどうの話がありましたけど、海ぶどうの件については漁組さんの方に確認したところ、4件の漁家生産者がいて、その中の3名の方が収入の50%割れをしているということで、国の持続化給付金の申請を申請済みだということで漁組さんの方から報告は受けております。残りの1生産漁家は複合経営と申しまししょうか、海ぶどうとモズクをしていて、海ぶどうは減収なんですけど、モズクの方が

莫大な売上になっているということで減収にはあたらないということで申請できないということになっております。おそらく村としてはどうかというご質問だったと思うんですけど、村としても減収というもの、農業にしても減収というものをいかに証明していくかということでありますが、村として農業であればさとうきび、漁業であればモズクということになりますので、両者とも収穫時期もほぼ決まっています、取引の買取販売、いわゆる値決めということで減収証明の証明のしようがないと申しましょうか、そういうことでハードルはかなり高いと、制度として国がもってはいらるんですが、証明のしようがないような状態になっているということで、現実的に国の制度を村も参考にすると思うので、そのような流れになろうかと思えます。以上です。

2 番（宮城義秀議員）

了解しました。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。質疑ありませんか。7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

私は 11 ページと 20 ページ、一番最後の教育費のふれあい民俗館の 3 件をお伺いしたいと思います。

まず、11 ページ、尚円王の里いぜな島応援寄附金、この件に関して予算からすると、別に過大見積とは言いませんけれども、このご時世ですから、昨年よりは多めに予算がされていますけれども、実際、ふるさと寄附金などは今日も確認したんですけれども、広報などで毎月寄附金の状況について報告がされております。4 月の状況も数十万という形で出ていますけれども、昨年対比がもしわかりましたら、4 月と 5 月実績が出ていましたら教えていただきたいと思えます。それで予算の方も多めにみているのかどうか。

そして気になるのは、毎年の決算を私たちはみながら、こういった予算をみています。予算の方もこの部分は毎回下回っている決算の状態となっていたんです。今年は特別に 4 月、5 月、厳しかったのかな

と思ったんですけれども、4月にかなり入っている状況です。その実績を伺いたいと思います。

それといままで皆さんからあったコロナ対策臨時交付金の件について、この臨時交付金は影響を受けたことに幅広く使える制度であるということで、皆さん既に予算も立てられて限度額、そして単費の方も900万円余り取られて、総額3,795万7千円となっております。そこでお聞きしたいのは、限度額が上回って既に単費も組み立てられて、諸々な事業計画にのせてやっていますけれども、これから正式な交付決定が査定されていくと思います。その場合、限度額を下回った場合のことも既に検討されていると思うんですけれども、この一般財源にあたる単費の方も勿論準備をされて、予算書を見たらいろいろなところから工面して捻出されていると思うんですけど、予算の主にあたるあたりに充当されているのかどうか、そのあたりも聞かせていただきたいと思います。

そして36ページの教育費のふれあい民俗館の方ですけれども、この予算の内容を見たら変更があったのかどうか、そのあたりの理由と、予算の作り方は私あまりわからないんですが、これはゼロという意味なのか、それともそのままあるのかどうか、要するに下のゼロになっている項目、その説明を求めたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

それではお答えいたします。まず、1点目の11ページ、尚円王の里いぜな島応援寄附金、その計上については確か3月まで漏れているということで観光協会さんのご指摘があって今回計上しております。この分については前年度の実績を踏まえて今回計上しております。

それからいま4月、5月分のお話がありましたが、申し訳ありませんけど、手元に金額の詳細がなくて、後程また答弁したいと思います。

2点目の20ページ、一般財源ということでありますけれども、特

にどこからということではなくて、人件費等ほぼほぼ減額になっておりまして、多分事業の減額もございまして、その辺繋げていって、結果その分でいま対応しているということでもあります。

また、事業が合併して下回った場合とかが出てくる可能性もありますけれども、そのときにおそらくいまのところ前年度の繰越金ですか、それを充てるということでいまのところは考えております。私の方からは以上です。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

それでは36ページの職員手当等、それから共済費ゼロの計上で大丈夫なのかという点でございますが、これは節の中の組み替えということで、積み上げで節のトータルではゼロということになっておりますので、当初フルタイムとパートタイム、パートタイムの予算計上は土曜日、日曜日に出勤していただく方の賃金、それから職員手当、共済費を組んでおりましたが、当初フルタイムで給料を組んでおりましたので、その方がパートタイムになるということで、報酬に今回切り替えておりますので、その組み替えの件で職員手当、共済費については歳出の中での組み替えということでゼロとなっております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは11ページの方から確認したいと思います。広報で確認したら4月分は載っていましたが、5月分もあると思いますので、後程確認させて下さい。私たちも職業柄、島外等に出る場合は、ふるさと納税をお願いしますということで頑張っているところですので、この寄附金が多く集まるように願っている次第であります。

そしていま広報に活用された実績で、子育て支援の方が載っていま

すけれども、誕生祝いと結婚祝いが入っています。それがカラーの写真で載っていますけれども、これに名前が載らないんですが、どこの方ですかという問い合わせもありました。それはなぜ載せないのか、当初から載せないと決めてあるんですか、その件を教えてください。

そして20ページのコロナ、これは一般持ち出しもあると思いますので、ぜひ持ち出しの方も大いに活用されて、その対応をしていただきたいと思います。

それでは36ページの教育費、ふれあい民俗館の体制が当初から変わったことに支障はないのか、そのあたりが気になるんですけれども、そうすると職員が採用になるのかどうか、そのあたりも確認させて下さい。以上、3点お願いします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。ふるさと納税活用の件について、名前の公表というのが中には公表したくないという方もおありまして、名前だけだと個人情報にあたるまではいかないと思うんですけど、そういったのも統一して名前の記載は省略しようということでもあります。以上です。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

お答えいたします。いま現在、民俗館の方でパートタイムの方がお一人勤務していただいております。これから先、コロナ対策で終息に向かうということがあって、そういうことで修学旅行生などが来島するというようなことが見込まれたときには、また、土曜日、日曜日にパートタイムの方をお願いして勤務していただくということで準備をしておりますので、いま現在は支障があるかということではありますが、支障はないということでございます。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。5番、東江清和議員。
5番（東江清和議員）

非常にすばらしい予算でありますので、私は賛成討論をいたします。本予算は定住促進住宅建設の他、大方、新型コロナウイルス感染対策に係る予算が主であります。このコロナ問題、村まつりやトライアスロン大会の中止、あるいは教育問題、観光問題、それからフェリーの減便による村民の外出自粛、そういうことで村民福祉や村民生活への影響が計り知れないものがあります。引き続き感染拡大の防止に努めていきたいということに関連しまして、今回提出された独自の臨時交付金が村民の経済支援対策に繋がるよう期待し、賛成の討論といたします。以上です。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論ないようですので、討論を終結いたします。

これから議案第28号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時28分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2

議案第 29 号・令和 2 年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第 29 号・令和 2 年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由の説明をいたします。

令和 2 年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、予算総則第 1 条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 58 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,887 万 5 千円とするものであります。

歳入については、5 款国庫支出金で 77 万円の増額、9 款繰入金で 18 万 4 千円の減額となっております。

歳出については、1 款総務費で 58 万 6 千円の増額となっておりますが、人事異動に伴う人件費の補正と、オンラインシステム改修費の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和 2 年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号及び同法第 218 条第 1 項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和 2 年 6 月 10 日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

1 点だけ申し上げます。歳入の方で国庫支出金 77 万円、新たに出

たシステム改修ですけれども、最近オンラインという言葉をよく耳にします。また、このシステム改修は新たに出たものだと思いますけれども、どういった内容なのか、その説明をお願いしたいと思います。

また、歳出に充てられた充当見ましたら10分の1の補助かなとも思ったりしていますけれども、どういうものなのか説明をお願いします。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

質問にお答えします。今回のシステム改修は、オンライン資格確認等のシステム改修と言いまして、今後、マイナンバーカード、保険証を用いたオンライン資格照会ということができるシステムになります。この照会をするためにシステムを変えるということで進めている事業です。

主に医療機関、そして審査支払い機関、国保連との情報の共有をするということで、このシステムの改修をするということになっています。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。質疑続行中です。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号・令和2年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第30号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第30号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ300万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,630万円とするものであります。

歳入については、5款繰越金で300万4千円の増額となっております。

歳出については、1款総務費で14万4千円の増、2款事業費でシステム構築委託料286万円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和2年6月10日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

提案理由説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

歳出の7ページ、2款1項1目12節委託料286万円、管路情報システム構築業務ということになっておりますけれども、本村は水道の管路工事は仲田地区をスタートしたばかりなんですけれども、これは仲田地区のみを対象に今年度計上しているのか。また、これからのところはどのようなシステムなのか、説明の方をよろしくお願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。平成30年に水道法の一部が改正されました。人口の減少に伴う水道需要の減少、あるいは水道施設の老朽化に対応するために水道の基盤強化を図るための法改正でした。

それに伴って、水道施設台帳の整備を水道事業所は義務付けされております。これは水道施設、管路の布設とか、位置図とか、その辺をシステム化する今回の情報システムにはなっています。それに伴って公営企業への移行も令和5年までにしないといけないと、それで会計制度が企業会計になっていきますので、資産の運用とか、国の方では30年以上の資産運用をして下さいということがありまして、今回のシステムは公営企業の方との絡みがだいぶ出てきますので、それを見据えた今回のシステム構築になります。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

いま現在は非法適用企業でしたか、それが法適用企業に移行しないといけないということに伴うということによろしいでしょうか。

そこでもし法改正でそこまでやらないといけないということで、現在、財産の方を全部システム化して評価していくと、資産価値を出して会計の中で計上していくのかなと思ったりもするんですけれども、これは年度ごとにいま管路情報システムとなっていたものですから、

昨年から仲田区からいま管路工事がどんどん更新されていますけれども、この水道施設全般についても含んでいると、そして年度ごと新しくなったものは、そこに新たに組み入れて全体として資産台帳なりを作成するという理解でよろしいのでしょうか、お願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

いま議員がおっしゃったとおり、管路布設の位置とか、国の方は収支の見通しを30年、先程話したんですが、そこをちゃんとストックマネジメントですか、そのような感じで資産を運営しなさいということで、そこにはまたひとつ条件があるんです。

いま水道台帳をもとに施設の更新を平準化しなさいと、年度によって大きく支出が多くなったり、少なくなったりするのでは、安定した水道事業は行えないということで、その平準化を図ることが主な目的となっていますので、そういう機能も備わっているシステムでございます。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

了解しました。これまで台帳の管理というのは、台帳あたりでシステム化されていなくて、これまでの方法ではなかなか更新も難しかったのかなと、改めてシステム化されればいい管理もできるのではないかなと思いますので、ぜひ頑張ってくださいなと思います。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第31号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第31号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ106万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億772万6千円とするものであります。

歳入については、4款繰越金で106万円の増額となっております。

歳出については、2款事業費で106万円の増額となっておりますが、工事費の増が見込まれることから委託料を減額し、工事請負費を増額するものであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和2年6月10日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

私の方から6ページの事業費、施設整備費の工事請負費1,014万円、これはどこのどういう工事なのか。説明の方をよろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。伊是名西部地区ということで勢理客と字伊是名集落で集排の事業が展開していますが、集落間の配管は終わっているんですが、勢理客集落にある処理場まで圧送するポンプの設備をする工事であります。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号・令和2年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第32号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第32号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ10万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ917万4千円とするものであります。

歳入については、4款繰入金で10万6千円の増額となっております。

歳出については、1款事業費で10万6千円の増額となっておりますが、新型コロナウイルス感染拡大予防のための消耗品費の増であります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和2年6月10日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号・令和2年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第33号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第33号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,308万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,734万9千円とするものであります。

歳入については、5款繰入金で167万6千円の増、6款繰越金で1,141万2千円の増額となっております。

歳出については、1款総務費で55万2千円の減額、2款船舶費で人件費の補正及びフェリー定期検査の追加工事が見込まれることか

ら1,364万円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和2年6月10日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

9ページの船舶費、いま村長からありましたように工事請負費1,000万円、これは追加ということですが、具体的に説明の方をよろしく願いたいします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

ご説明いたします。今回のドックは5年目の定期検査ということで、通常のドックよりも少し予算がかかるということで、現在、ドックに入港していますけれども、当初で見込んで仕様書で発注したんですが、どうしてもドック場に行って上に上げてみないと見えないところ、また、ばらしてみないと見えないところがあって、追加工事はいま現在あがってきていますけれども、精算はまだしてない状況ですけれども、それに備えた予算措置ということでもあります。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号・令和2年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次の日程に入る前に、地方自治法第117条の規定により、諸見直也君は除斥対象となりますので退席を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時50分

再開 午後1時51分

議長（宮城安志）

再開します。

日程第7

同意第3号・伊是名村固定資産評価員の選任について同意を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

同意第3号・伊是名村固定資産評価員の選任についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村固定資産評価員に次の者を選任したいので、同意を求めます。

住所、伊是名村字諸見。氏名、諸見直也。年齢、52歳。

令和2年6月10日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、地方税法第404条第2項の規定により、本案を提出す

るものであります。

なお、ご本人の略歴も添付されております。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

この件については、討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。

これから同意第3号・伊是名村固定資産評価員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、同意第3号・伊是名村固定資産評価員の選任について同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

諸見直也君の除斥を解きます。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時54分

再開 午後1時55分

議長（宮城安志）

再開します。

日程第8

発議第3号・新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。宮城義秀議員。

2 番（宮城義秀議員）

それでは発議第 3 号の説明をいたします。

発議第 3 号

令和 2 年 6 月 1 0 日

伊是名村議会議長 宮 城 安 志 殿

提出者 伊是名村議会議員 宮 城 義 秀

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、提出します。

なお、意見書を読み上げて趣旨説明とさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和 4 5 年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたもので

ある。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月10日

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 あて

農林水産大臣

国土交通大臣

沖縄県伊是名村議会

以上です。

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。

お諮りします。本案については、質疑、討論は省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。質疑、討論は省略することに決定しました。

これから発議第3号・新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第3号・新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第9

陳情第1号・新型コロナウイルス感染症拡大に係る影響を受けている商工業者並びに観光事業への特段の配慮について(要請)を議題とします。

お諮りします。陳情第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

陳情第1号の理由及び趣旨については、お手元に配布してあるとおりでございます。朗読は省略します。

それでは陳情第1号・新型コロナウイルス感染症拡大に係る影響を受けている商工業者並びに観光事業への特段の配慮について(要請)を採決します。

お諮りします。本件は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号・新型コロナウイルス感染症拡大に係る影響を受けている商工業者並びに観光事業への特段の配慮について(要請)は、採択することに決定しました。

日程第10

陳情第2号・「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う経営支援に関する要請書を議題とします。

お諮りします。陳情第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

陳情第2号の理由及び趣旨については、お手元に配布してあるとおりでございます。朗読は省略いたします。

それでは陳情第2号・「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う経営支援に関する要請書を採決します。

お諮りします。本案は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号・「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う経営支援に関する要請書は、採択することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午後2時02分）

令和2年第2回伊是名村議会定例会会議録 第3号				
招集年月日	令和2年6月12日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会	開会	令和2年6月12日	13時58分	議長 宮城安志
議長の宣告	閉会	令和2年6月12日	16時07分	議長 宮城安志

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川 秀和	出席	8	前田 清	出席
2	宮城 義秀	〃	9	東江 克伸	〃
3	仲田 正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江 清和	〃	11	宮城 安志	〃
6	東江 源也	〃			
7	伊禮 正徳	〃			

会議録署名議員

10番	潮平そのみ	1番	前川 秀和
-----	-------	----	-------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局 長	高良 和彦	議会事務局主事	久高 孝恵
------------	-------	---------	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	前田 政義	農林水産課長	前田 秀光
副 村 長	奥間 守	建設環境課長	末吉 長吉
教 育 長	照屋 巧	教育振興課長	濱里 篤
総務課長	諸見 直也	住民福祉課長	諸見 美奈子
会計管理者	兼元 清永	商工観光課長	前川 栄進
企画政策課長	神田 宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和2年6月12日

一般質問

令和2年第2回伊是名村議会定例会議事日程（第3号）

1. 開 議 午後2時

2. 付議事件及び順序

令和2年6月12日（金）

日程番号	議案番号	件 名
1		一般質問

令和2年第2回伊是名村議会定例会一般質問通告書（総括）

質問者	質問事項	質問の相手
東江清和	水産業の振興対策について	村長
宮城義秀	認定こども園の開園について	村長
伊禮正徳	新型コロナウイルスの影響による村民生活、 経済的支援策について	村長
1潮平そのみ	教育問題について	教育長

議長（宮城安志）

これから本日の会議を開きます。（午後 1 時

58 分）

ただいまの出席議員は 10 人です。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第 1

一般質問を行います。4 名の議員が一般質問通告を行っております。順次、発言を許します。5 番、東江清和議員。

5 番（東江清和議員）

こんにちは、皆さん。質問がトップバターになりました。一般質問をさせていただきます。質問通告書等を読み上げて質問に代えさせていただきます。

まず質問事項、水産業の振興対策について。

質問の要旨、第一次産業の振興について、農業については特別推進事業交付金や各種事業を活用し助成事業の成果が発現され一定の成果が見られるとありました。

漁業について、伊是名漁協の資料から、従来 4 月からの生産は台風など自然環境の変化やリスクがあるため不安定で当てにしづらいことから組合員の収入安定を考え、早摘モズクの生産に力を入れ今期モズクの収穫については、早摘み分だけですでに 800 トンに達し、完熟モズクの生産予想分を合わせますと全体で約 1,000 トン台の収穫が予想されるとのことであります。

モズクは沖縄県の戦略品目の一つに取り上げられ、伊是名村は平成 30 年度に拠点産地の認定がされました。新しい種苗施設も昨年度完成、良質、健全種苗の確保研究を行い、地元漁業に合ったモズクの安定生産に取り組んでいるところであります。

一方、組合経営については、伊是名村漁業協定改善検討委員会においてこれまで指摘された改善事項については、令和元年度に要改善の指摘解除を受け、浜の活力プランの状況についても順調に進み、令和

元年度からH A C C Pの認証に向けて取り組みをするなど経営の安定化に向けた取り組みが進められております。

そのような状況で、今後の課題は、老朽化したモズク加工処理施設の整備が急務となっております。その件について、村の計画では「伊是名地区地域水産検討委員会の中で再度検討し、具体的な整備計画に盛り込んで整備していく必要がある」とのことでありましたが、計画の進捗状況などを含めて、次の点について村長の考えを伺います。

まず1点目、老朽化したモズク加工施設の更新整備についてであります。

次、2点目、遊休化したトコブシ等養殖施設について。この既存施設については長い期間（平成19年度から休止）遊休化の状態で見捨てられている、高さ2メートルの水槽がそのままの状態にあるため、水槽が弊害で漁協としてもほとんど利用されていない、漁協や漁民から、倉庫、モズク網干し場、網洗い場などに有効活用できないかなどのお話がありますが、その件についても村長の考えをお伺いします。

なお、添付資料として写真を皆さんにお配りしております。この写真は、県漁業海洋技術センター、そこに私が依頼して漁協を通して写真も添付されております。

この写真は、網干し場の写真です。これは構造改善事業の補助金事業でやっているところもあるし、村単独でやったところの事業の写真とか、こういうのも皆さんの方に添付されております。そこも含めて、ぜひ村長お考えをお伺いするということでもあります。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、東江清和議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、老朽化したモズク加工施設の更新整備について、お答えいたします。

モズク加工処理施設は、平成9年度に沖縄県水産業活性化構造改善

特別対策事業において整備をされ、建築から23年が経過しております。

老朽化したモズク加工処理施設を整備していくには、漁業協同組合の計画プランである浜の活力再生プランに盛り込む必要があります。

当該内容が盛り込まれ、改定されたプランに基づき、組合側が施設整備事業計画書を作成し、村に提出され次第、該当する補助メニューで進めていきたいと考えております。

2点目の遊休化したトコブシ等養殖施設について、お答えいたします。

トコブシ等養殖施設については、沖縄本島の北西部4村観光連携型養殖場整備事業において、平成13年から14年にかけて整備しております。

事業目的としましては、トコブシの養殖水産物を生産することで水産業の活性化を図るものであります。

伊是名村にある本施設は、漁業協同組合が管理をしておりますが、諸事情により整備してから5年後の平成19年、施設は使用を休止しております。

当該施設の主体は恩納村であることから、伊是名村としましては毎年恩納村に使用許可申請を提出し、許可をいただいている状況にあります。

建物の改修等を行う際には、恩納村の許可が必要となり、そのためには事業を構成する恩納村、伊江村、伊平屋村、伊是名村、4村で協議していかなければならないため、慎重に進めていく必要があると考えております。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

まず1点目なんですけど、これは村長の答弁からしますと、浜の活力プラン、これは漁業組合の方から計画に基づいて提出されないという計画が進まないということではありますが、これは村長の今年の施政方針で

も伊是名村は恵まれた環境にあると、そういうことで第一次産業の支援は積極的に漁業組合と連携をしながら図っていくという、そういう取り組みを強化するということもおっしゃっております。

このことについて組合側からあがらないとしないということも、これはどうかと思います。これは村と計画もしながら、積極的にこの事業については、進めるべきであると、私はそう思います。

なぜかと言いますと、これは村長の就任されたときの公約でもあるわけです。まず公約の1点目には、重大事業の漁業の振興、老朽化している漁業施設の再整備を図り、加工施設の充実も図っていくという村長の政治公約でもあるわけです。及び先程言った施政方針にも政策がちゃんと盛り込まれているわけです。

そういうことで政治公約の中にもちゃんとあるわけですから、ここは漁協云々ではなくて、老朽化して何年にもなって、現実に漁協側はモズクの加工所については非常に苦慮しているわけです。

そういうことで、何とか村長の公約を実現させると、村長の公約については、私は公約を後押しするという立場でいま質問をしているわけですが、その辺も含めて、組合側いま一生懸命なんです。というのは、雇用形態も漁協も外国人雇用を積極的に取り入れ、先程調査しましたら、約20名相当の外国人雇用もしていると。

村内で雇用しようとしても人が集まらないというのは、劣悪した施設老朽化も一つの原因でもあるわけです。向こういま重労働があります。若い人で体力がなければいまの形態ではできないと、また施設が非常に古いというのもあります。雨降りになれば雨漏りはするし、外壁との遮断はないということで、施設も非常に水捌けも悪いというような労働環境でもあるわけです。

また、名護学園の障害者の方もいま約14～15名いるということで、支援者も含め、その方たちを契約して雇い入れをして雇用も増やせると。

その他にモズク選別のパートを含めると、約40名ぐらいの雇用があるわけです。

そういうことで村内の第一次産業、このモズクだけでもさとうきびに匹敵するぐらいの非常に実績があるわけです。

例えば、今年度の農協の実績で、さとうきび生産者、村内で230戸あります。今期生産高が1万7,950トン、買い上げ平均単価として2万1,000円、総生産額が約3億7,000万円、一人当たり計算しますと、約160万円ほどの所得であります。

これが漁協になりますと、モズクだけでも生産者はいま38名ですけど、今期生産高が約1,006トンということで、単価も去年からキロ当たり200円で安定しております。これからしますと、40名で総生産額2億1,000万円の生産額をあげているんですよ。これはやがてさとうきびに匹敵するぐらいの生産額をあげているわけです。一人当たり単純に計算しますと、550万円ぐらいの販売している格好になるわけです。

そういうことも含めまして、漁業組合も29年度のHACCPの認証、品質管理体制も非常に強化され、最終選別室も完成したということで、30年にはモズクの拠点産地の認定も受けているわけです。これは伊是名村が認定産地は申請して、伊是名村が拠点産地の認定を取っているわけですよ。漁業組合が取っているわけではないんですよ。そういうことも含めて、漁協一生懸命やっているわけです。

そういう段階で浜の活力プラン、漁協からあがってこないと、その計画も進まないというのは、村長、伊是名村一次産業の振興は、きびとモズク、モズクは非常に自然にも恵まれ、条件が備わっているんですよ。伊是名と屋那覇島の間というのは、県下でも有数なモズクの漁場ということで、県も一目置いていて、伊是名はモズクの産地ということで取り上げられているところであるわけですから、そこはもうちょっと積極的に村も組合と連携をしながら、事業の取り入れ更新をやっていくべきかと思います。

そういうことで経営改善計画、村と調整して計画についての立案云々、もっと積極的にやれば村長の課題にあげている公約の実現にも繋がっていくと思いますので、もう一度村長、その辺についてお考え

をお聞きしたいと思います。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えします。いま東江議員の方から縷々いろいろとお話、質問がございました。私も同感というふうに思っております。

私の公約、あるいは施政方針の中にも島の一次産業、特に漁業組合のいま施設がかなり老朽化しているということも重々私も承知をしています。

そういうことで担当を通して組合と連携して、それを早急に改善するようにということは常々申し上げているとおりであります。

ただ、いま制度が随分と変わりました。平成9年度は補助事業でやりましたが、いまは組合側が積極的に浜活プランの中にそれを組み込んで整備をしたいという強い熱意がなければ、なかなか県や国も取り上げてくれないという制度の中にあって、私共も何とか改善をしていきたいという強い思いはいたしております。同感でありますので、ひとつよろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

これは関連しますが、伊是名製糖工場を造るときには伊是名村から農協さんの方に職員も出向させて、製糖工場の整備については、県の一括交付金を導入して、非常に素晴らしいいまの施設を造っているわけです。

そういうことで、漁協にもそういう制度云々、漁協独自では向こうの組織からしますと非常に脆弱であるというのはわかります。

そこら辺を含めると、これは以前に伊禮政美議員の方からもこういうふうな質問がありました。私、いま思い出したわけですけど、村から漁協の方に出向させて、そういう組織体制を強化する方法はないかというような質問もありました。

あのときの覚えている範囲内で言いますけど、漁協から何もあがってこなかったと、あるいはそういう話もなかったという返答がありましたけど、あのときは私は追及する方ではなく、聞く一方だったんですけど、そういうこともありまして、ぜひモズクの更新整備については、村長もいま任期途中ですので、公約実現に向けてぜひ頑張ってもらえるように、この辺の強化体制もできないかということも含めて、もう一度お願いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

ただいま製糖工場のお話もありましたけれども、製糖工場建築と漁業組合の老朽化した施設整備については全く制度が違う中での進め方であります。その辺のところはご理解のほど、お願いします。

先程も申し上げましたように、浜活プランの中にちゃんとした計画を打ちたてて、具体的にどうしたいということを挙げてもらわなければ、村としてもなかなか動きが取れないという状況であります。その辺のところは、よろしくご理解をしていただきたいと思います。

これまでの取り組みとか、詳細については、農林水産課長の方から答弁させることとします。よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

浜活プランについてお答えいたします。当該プラン、国の認定を受けたのが平成29年、それから5カ年の計画、期間をもっております。終わりが令和3年度、来年には終了するという計画内容になっております。

いま議員の質問にありますように、いろいろな施策をするには来期の計画に盛り込む必要があるのかなと思っております。

県の方に確認したところ、漁組さんからの申請で改定できないかという相談をしたところ、あと残すところ1年しかないなので、次期の計

画に盛り込んで下さいというアドバイスがありました。

次期のプランに導入され国に認定された場合には、新たな事業が仕組めるということになりますが、そのときの事業メニューというのは漁組さんでも連合会の方からいろいろメニューの紹介はいつていると思います。もちろん行政にもそういう連絡は来ますが、メニューはお互いに知っているという状態にありますので、漁組さんの方からプランに乗っけて、実施計画の作成に入りたいという申し出があれば、一緒に手を携えて計画書を作っていきたいと思いますが、いま計画書を作成しても国、県は受け取らないという現状にあります。以上です。

議長（宮城安志）

5 番、東江清和議員。

5 番（東江清和議員）

浜の活力プラン、今期プランについては間に合わないと、次期に持ち越すということではありますが、これは漁協との調整は既に済んでいるわけですか。そういうことで、今期のプランは乗っけても更新はできないと、次のプランに乗っけるとするのは、漁協との担当課長は調整も済んでいるということでしょうか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。先程の回答で申し上げたとおり、県に確認しているところです。

漁組さんの現在のプランで年一回再生委員会というものを開くという予定で計画は進めていたようですが、4年目にしてその再生委員会は二度ほどしか開かれていないと、残り1年ということで、これから開いてどうのこうのという計画内容を改定とか、そういう話で進めたいけど、どうでしょうかという内容で県の方には確認しておりますが、漁組さんの方とはまだそのやり取りはしていません。以上です。

議長（宮城安志）

5 番、東江清和議員。

5 番（東江清和議員）

これからしますと、施政方針にもちゃんと漁協と連携しながら、いろいろ事業を進めていくということがありましたけど、また繰り返しますが、第一次産業の中でも農業については、あらゆる補助も行き届いて、農薬の一本までみんな補助がついているわけですね。

そういうことで、漁協の支援というのは、いま現状からすると、そんなに図られてないと直感します。

農業については支援されて、至れり尽くしで、これは施政方針にもあるように大方成果はあげられたということで、あとは農業生産高を上げるということになるわけですから、漁協についてももっと後押しを積極的にやって、水産振興、漁業振興、伊是名村の一次産業、モズクとさとうきびしかないわけです。あと水産振興についてはぜひ極力連携をしながら、よくよく進めていかなければなと思っております。

その辺、次とも関連しますので、次も含めてまた関連質問していきたいと思えます。

2点目、トコブシ等の養殖施設について。先程、村長は4村連携をしながら調整していかないといけないということがありましたが、この施設については遊休化してからも12年もなるわけですね。

皆さん、今日、朝、現場視察もして、水槽が邪魔で向こうは廃棄処分場ですよ、中を見たらごみ捨て場と同じですね、非常に危険な施設でもありますよ。子どもが水槽の中に落ちたら上がりきれないですよ、そういう現状であります。

向こうを私は村に資料要求して、村から資料をもらっております。村に資料要求して村からもらったのが、いまの現状は殆どされてないということで、今年の2月、今後の利用状況については未定である。しかし、令和2年1月に恩納村から施設の譲渡についての検討があったということでもあります。その段階で、その後、村は譲渡を受けるか、受けないかという協議はなされたのか含めてお願いします。及び組合や、あるいは漁民からの要望ですが、あのままの状態ですとずっと放っておけば、先程言ったように何もできないわけですよ。

要望としては、向こうはタンクを取っ払ってフラットにすると大規模な施設になりますので、建屋もあるし、向こうでいろんな施設の事業ができるわけですよ。網干し場、網組み場、網洗い場にもなるわけです。

あるいは日陰でありますのでヒカークワの網のしいく、いろんなものができるわけです。そういうことで、先程の恩納村からの依頼も含めて、その考えはないかよろしくお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。恩納村から今年の1月にお話があったという話を恩納村に確認したところ、恩納村から再度その協議について通知するというので、いま伊是名村は待ちの状態で推移しているところです。

譲渡について調整したいということを通知しますので、待って下さいということで連絡がありました。

それといま議員からそこを取っ払って、いろんな施設の整備をした方がいいのではないかというお話がありましたが、恩納村に確認したところ、耐用年数がまだ残っていると。それでそれを取っ払うと、伊是名村は恩納村に補助金を返還していただくことになりますということの恩納村の回答でありました。

その耐用年数が切れてから、そのようなことは考えられた方がいいのかなと、いま担当課としては考えているところです。

現在すぐ取っ払うことは伊是名村の財政事情の中では困難ではないかと思えます。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

それについては後日また恩納村に議員という立場で、ぜひ調査もしていきたいと思います。

先程から言うようにモズクの漁場が伊是名地区が大半であります。いま現実見たら網干し場というのがなくて、漁協周辺のガードレールや、あるいは橋の手摺り、欄干、利用できるところはすべて利用していま網干しているわけです。

いま網を洗う整備、モズクもほぼ収穫も終わり、次のステップに入るということで、その準備をやっているわけですね。

そういう現状があります。そこは以前お話聞きましたら、これは口頭でしかなかったと、何年前、お話聞きますと、その間に課長何人変わったかわからないですけど、網干し場を整備していく考えはあるというような考えはずっとあったらしいですけど、具体的な内容については話されてないわけです。いつ頃からやる、いつ頃からやる、やるということはおっしゃっていたそうです。

今年も課長が変わったわけですけど、おそらくこういうのは口頭でやるものですから、引き継ぎもされないでしょう。あるいは記録も残らないでしょう、そういう感じがしますが、また振り出しに戻ってという現状がありますので、この網干し場、これは絶対必要なんですよ。漁業を振興していく以上、H A C C Pの認定云々、より良質なモズクを作るとなれば、こういう網、例えば網一つ3千円ぐらい、4千円ぐらいするそうです。これ一人1,000万枚ぐらい持っているわけです。これを400枚、大体3年に一回更新するとして400枚は毎年使っているということらしいです。

伊是名漁協の東側に廃棄処分の網もずっと産業廃棄物として置いてあります。

そういうことで、これも洗わないで放っておくと、ああいう具合になるわけです。そういう状態にありますので、ちゃんとしたモズクの網干し場というのを村に何とか助成してもらって、これを造る構造改善事業、この構造改善事業というのも私調べました。

いま言う県の海洋技術センター、向こうの方に問い合わせしましたら、構造改善事業というのは、伊是名村の中山間、こういうところが積極的に使うべき事業ですよというようなご指導もありましたので、

例えば、県の一括交付金、あるいは一括交付金で漏れるようなものについても、何とかこういう事業を盛り込んで、この網干し場というのは、そんなに金のかかるような施設ではないらしいんです。整地して、フラットにした状態で、洗濯干し場みたいなもので規模を大きくしたものを造ればいいという感じの網干し場、できれば炎天下に網でさらして倉庫に出すという方法が一番いいらしいですので、いま伊是名の網干し場についてはウミンチュのヤード、東の方に浚渫後の石積みがあるんですね。あの辺りとか、あるいはまたずっと奥の方、東側のあの辺あたりもまだ白地はいっぱいありますので、プールさえ立てれば何とか可能であります。

そこも含めて村長、この辺の助成する考えはないか。ひとつよろしくお願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

網干し場が少ないということで漁協からも、あるいはまた伊是名の支部からも要望がありまして、漁港の護岸の内側に舗装して、いまちよつとした網干し場を使ってもらいたいとやっております。

ただ、以前からこれはぜひ必要だというふうに私共も考えております。漁業組合の意見を聞きながら、これが実現できるように取り組んでまいりたいと考えています。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

この網干し場について、これは非公式なんですけど、口頭でよくお話を聞きます。勢理客の保管バースの背後地に村の方も予定としての考えはあるという話は聞きました。これは非公式なんですけど、担当課長あたりからそういうお話も聞きましたけれども、もし、ああいうところで整備するとなると、また伊是名漁場、伊是名地区から向こうに車で搬送すると、勢理客にすると、勢理客はウィンチがないん

です。あれ大量になるとウィンチで引き上げて車に乗せるという感じで、ウィンチもないということからしますと、条件からすると、字伊是名が非常にいいわけです。字伊是名はウィンチも2件あります。及び白地も十分あります。利用価値からすると、利便性も非常にあります。浜からあげて、すぐ網干し場に持っていくと。

去年、ある程度の白地、敷地はアスファルト舗装してもらったわけですが、これもウミンチュは非常に助かっておりますので、ぜひ網干し場、村長から先程やっていくという方針、考えがあるということですから、ぜひ伊是名の方を優先的に考えて、あるいはまた内花の方も漁民がいっぱいおまして、勢理客も何名かおります。そういうバランスを考えて、できるだけ伊是名地区は大半の方がやっておりますので、あの地区の方で何とか整備ができるように、ひとつよろしくお願いいたします。

担当課長その辺を含めて、口頭で先程お話したように勢理客の白地を利用するとか云々、保管バースの背後地にするというお話も聞かれておるそうなんですけど、そこも含めてぜひ伊是名の方の考えを考慮に入れて答弁をお願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えいたします。この場所についても以前からどこにした方がいいのかというふうなことで意見交換したことがあります。そしたらいま議員がおっしゃったように、こっちがいい、あっちがいいというバラバラな意見があったと、そういうことではなかなか難しい面が出てきますので、どういったふうにしたら効率的に漁民の皆さん方が活用できるかということについて、漁組さんといろいろと意見交換をして、その実現を図りたいと考えています。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

その件については、皆さんに写真等もお配りしております。ぜひ、この写真等も参考にしながら、いい施設ができるようによろしく願いいたします。

今日、質問して私が受けたことについては、後日また組合とも私確認を進めながら、今後のまた質問材料に、あるいは村の姿勢あたりを参考にしていきますので、ひとつよろしく願いします。ご清聴本当に有難うございました。

議長（宮城安志）

これで、東江清和議員の質問は終わりました。

次に、2番宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

皆さん、こんにちは。それでは私から一般質問通告書を読み上げて質問とさせていただきます。

質問事項、認定こども園の開園について。

質問の要旨、子育て支援制度の改正に伴い、地域の実情に応じた「認定こども園」制度がスタートし、本村においても平成28年度より一部改正しスタートしています。そして令和2年度施政方針では、「0歳児～5歳児までの幼児教育と保育を一体化した認定こども園の早期開園を目指す」としてありますが、具体的な政策がわかりかねます。

そこで、次のことについてお伺いします。①いつからいつの開園を目指すのか。②どこにこども園を開園するのか。③令和2年度策定「辺地総合整備計画」の伊是名小学校改築計画及び伊是名幼稚園改築計画、給食センター改築計画との整合性は図られているのか。

また、「辺地総合整備計画」では認定こども園の計画はされていないが、どのような事業計画なのか。

④関係部局が連携し取り組むとしていますが、関係部局はどこで、主管課はどこなのか。以上の4点についてお願いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、宮城義秀議員のご質問にお答えいたします。ご質問の内容が1点、2点、3点、4点というふうにあります。私の方からは総括をしてお答えしたいと思います。

幼児と保護者の安心安全と幼児教育と保育の充実を図るという観点から、幼稚園と保育所は密接な関係にあり、認定こども園設立については、子育て支援の重要な施策であるというふうに考えております。

ご案内のように幼稚園は文部科学省所管、保育所は厚生労働省所管、認定こども園の認可については、内閣府というふうになっております。

そのことを踏まえて、小学校建設予定地の一角に認定こども園の敷地を確保して、認可に必要な一連の事務作業を進めていきたいと考えています。

事業推進にあたりましては、教育委員会を主管課として住民福祉課、総務課、企画財政課等、いわゆる関係部局で協議会を設置して取り組みたいと考えています。

なお、辺地総合整備計画の中には、小学校建設が令和2年実施設計、令和3年に工事着工、そして幼稚園園舎が令和3年に実施設計、令和4年に工事着工、また給食センターは、令和4年に実施設計、そして令和5年度に工事着工というふうになっております。

この認定こども園の設立については、先答弁しましたように4課で協議をしまして、どの補助メニューが該当するのか。こういった方向で進めていけば、効率的にこれが運用できるかというようなことについて、これから協議をして詰めていきたいと考えております。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは4つの質問の中のどこに開園するのかという2番目の問題で、小学校跡地、そこにというお話だったんですけども、12月の定例議会でしたか、小学校の整備計画についての基本計画を議員の皆さんに教育委員会の方から図面を示されまして、小学校の計画を教えてくださいましたけれども、その中には小学校だけの計画であって、

幼稚園、そして給食センター、ましてや認定こども園の配置計画も何もないということで、私、昨日教育委員会の方に行きまして、このままでは小学校は実施設計が今年始まると、来年には工事も始まると、そういう中で認定こども園を開園すると、その情報は施政方針でおっしゃっておりますけれども、同じ3月の定例会におきまして、辺地計画では認定こども園の計画は一切なく、幼稚園の改革、改変、改築とか、給食センターの改築ということが別々に計画されております。

その中で辺地計画でも既に幼稚園は令和2年、今年から委託で実施しますという計画になっているわけです。

そして給食センターが令和3年に計画しますという話で、小学校の計画の中に基本検討委員会の皆さんもそこについては一切協議しないと、村長が小学校跡地にやりたいと、いきなりいままで検討委員会も検討しなかった。そして昨日、教育委員会を再度私たち呼んで説明を受けましたら、私とその質問はしてから濱里課長は、これまで引き継ぎもなく、その話もなかったということで、急きよ新しい教育長と二人で検討を始めた結果、やはり給食センター等については、小学校と隣接するというのを昨日初めて我々議員にも今度計画を変更して盛り込みたいという話をして、我々も新しい体制で臨むならということは何って、その点については安心したんですけれども、いま認定こども園については、教育委員会の方もまだどこに造るかも昨日の段階では全く話がなかったんですけれども、村長がいきなり今日、小学校の周辺に造るということで返答されておりますけれども、こういったことにつきまして認定こども園を本来、今年の施政方針でおっしゃるときに既に配置計画あたりはできていて、どこにするという計画がなっていないとおかしいのではないかと。

ましてや同じ時期にあげた辺地計画では、認定こども園がどこにもないわけです。どのようにやるのかわからない状態で、こういうふうなことが進んでおりましたので、私、これは何かの間違いなのか。そういつたことで、今回の質問をさせていただいたわけです。

このことについて、辺地総合計画をされた企画の方からも皆さんは

どんな思いでこの辺地総合計画を作ったのか。いま一度説明をお願いいたします。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

お答えいたします。辺地総合整備計画は、辺地に係る公共施設の財政上の措置を受けるために事業計画にのせて計画を立てるわけですが、財政上の措置というと、施設を整備するにあたっての財源の確保、そういったものができるような形で、この整備計画にのせないと、借入等々ができないということでやっております。

今年の3月に辺地総合計画、新たな計画を策定しましたが、その際には教育委員会、公立学校施設整備事業長期計画、その計画の中に小学校であったり、幼稚園であったり、給食センター、そういった長期計画がありますので、その部分を現段階での長期計画の中のものを盛り込んでおります。

こども園の具体的な整備計画というのは、まだ策定されていない状況なので、この計画にはのせておりませんが、計画にのせて施設の整備をするとすると、この計画を変更し、追加して、この計画にのせていくという形になると思います。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

計画の趣旨は、私も理解はしているんですけども、その計画に同じ3月の定例会で施政方針では、こども園を開園しますと言いながら、辺地計画に一切載っていないけれども、その差は何ですかということをお聞きしているんですよ。

だから一方では、こども園を開園しますと、一方では教育委員会の計画の中では、小学校、幼稚園、給食センターを各々に整備する計画などで、この辺地計画はそのままそういう計画になっていますということをおっしゃっているようにしか僕は聞かないんです。

ですので、もしこういう計画に変更がある場合には速やかに私が誤解しているのかわかりませんが、こども園をこれには載っていないんですけれども、いまこういうことでこども園の開園を目指しますと、いつあたりを目指しますということで、時期、どの辺りで実際には計画の変更をしますということぐらいはおっしゃっていただきたかったかなと私はいま思っております。

そこでいま実際に辺地計画の中に一切ないんですけれども、実際に認定こども園、今度の3月に大宜味村で開園しております。伊是名村と人口規模も一緒かなと思うんですけれども、そこで造られているのが鉄筋コンクリート造の1階で、延床面積が1,100平米、敷地面積が約1町歩、ここが28年度に基本計画、29年度に土質調査とかを行い、30年度に用地測量とか、分筆まで行ったと。

31年度にすべての建築を行い、32年度開園したということがあります。総事業費が6億7,300万円です。すごい規模の話なんですよ。

ですから、開園を目指すということで、いま辺地計画は財政の財政不足を補うための計画だと思えるんですけれども、6億7,000万円で、向こうの方は一括交付金を使っているみたいですので、約20%ぐらいの単費が生じると、その20%について財政支援をするために計画は作られるはずだと思っているんですよ。

ですので、こども園の開園を目指すというときに大きな財政も伴って、大きな計画なのに急にいままではどこに造るか、どういうふうにするかもまだ明示されてない中で、村長は小学校跡地に造るということをおっしゃっております。

もし、小学校跡地、そこを利用するのであれば、現在、進行している小学校の建築、その配置計画、これは昨日、我々議員全員と教育委員会の方で喧々諤々いろいろお話しましたら、教育長はじめ、教育課長の方は、この計画の配置については、すべて白紙に戻してもう一度やりたいというふうな申し出があって、我々今日学校の方の視察もしております。

そのことにつきましては、やはり村長のおっしゃった小学校跡地にそういう計画をやりたいということをお裏付けるのではないかなと思っておりますので、この認定こども園、このことについてなぜそこを目指すのか。これは濱里課長でよろしいのでしょうか。このメリットも含めて、小学校の計画、その中にいまの認定こども園、それから今日も視察しましたけれども、給食センターの配置、現在の基本計画の中では給食センターが現行の場所に造るように計画されております。そこで小学校との連携も一切取られてないということで、もう一度計画を見直すということでございますので、この認定こども園をどのような形で今後また検討委員会あたりを設けて検討していくのか。その辺も含めてお願いいたします。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

それでは、お答えいたします。まず、認定こども園のメリットのお話でしたが、0歳児から5歳児までのトータル的な幼児教育、幼児保育教員、それから幼稚園教諭という形の立場になりますので、それを踏まえると、いまの保育士の皆様、それから幼稚園の教諭の皆様がトータル的に子どもたちを全員預かれるということで、人数の削減等も図っていけると。

見る人数が多くなるという方向で考えるとメリットであるのかなというふうに考えております。

それから先程、計画の見直しの件もございましたので、辺地計画の段階もこれからの小学校の建設にあたって、給食センターを先に小学校の敷地の隣りに持ってきて整備していけば、自ずといまの現給食センターの方は取り壊して行って、さらに幼稚園について、そこは一時どこかの場所で、幼稚園の保育をするという方向で考えていきますと、全体的な用地の確保ができますので、そこで改めてまたこういうことが考えられるのかなと思います。

ついでにちょっと申し上げますけれども、大宜味村、先程お話があ

りましたが、すべて一括交付金ではございません。幼稚園の補助分、それから保育所の補助分、その補助から外れた対象外経費というのがございます。そこに一括交付金を充当させて整備しているということで、大宜味村の課長の方からは情報をいただいております。

そういうことで、これから教育委員会主導で、村長の方から答弁がありましたように、教育委員会の方が主管となりまして、この整備に向けた補助メニューの調査、それから各課の検討ということで進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

有難うございます。我々議員と喧々諤々した結果、再度認定こども園の場所の見直しと、給食センターの配置の方もちゃんと連携してできるというふうなことを伺って、本当に安心しております。

いま課長からもあったように連携型認定こども園、0歳児から5歳児までですか、その子どもたちが一緒に一つの園でする大きなメリットというのは、保育所であれば、両親が仕事をしていないと預かれないとか、いろんな条件がついておりますけれども、この認定こども園1カ所になると全員を預かることもできるというふうな非常にいいメリットもあるということのようでございます。

一つの施設で、これは伊是名村のときわ子どもプランですか、その中にも教育、保育の一体的な提供施設の確保と、これは平成27年度に既に作成されておりますけれども、その中でも幼保連携型の認定こども園の創設に取り組みますと、そのときから既にそのように計画も立てて、実際にやっている中で今回の施政方針があったんですけれども、いま言う、いつからなのかとか、場所とか、前までは福祉課が担当する、教育委員会が担当する、そういうふうな形で担当先もはっきりしていなかったということもあって、今回質問させていただきましたけれども、今回、教育委員会が主体的にやると、大宜味村でもいま現在、管理の方も教育委員会が行っているということを聞きますので、

やはりその辺は、皆さん他市町村の話も聞きながら、ぜひ頑張っていただきたいなと思っております。

このように子どもプランの中でもちゃんと謳われている認定こども園について、いま村の方が着々と進めていくということにつきまして私の方も大変安心しているところでございます。

昨日の今回の補正の中にも幼稚園のフェンスの設置工事と、そういったこともあって、やはり幼稚園の方も早めの整備が必要と、そして今度新たに造るには施設面積でも1,000平米ぐらい必要だということからすれば、そんな大きな用地を生み出すためには、やはり小学校、そして小学校のいま現在残っている敷地の中、周辺には社会福祉協議会の施設もございませう。そこまでも網羅した計画を立てていただきたい。確かに向こうは第一保育所だったと思いますけれども、昭和54～55年ぐらいの建築でだいぶ年数が経っております。

そういうことも含めて、向こうも一括した配置計画にぜひ取り組んで、いま小学校や認定こども園、給食センター、いま一緒に造れば、これから50年は動かさないような大きな建物、事業計画でございませう。

ぜひ、小学校の造り替えに合わせて、新たな配置計画、事業を進めて、一体的な整備ができるものと思っておりますので、村長に最後になりますけれども、ぜひ、一体的な社協までも含めたあの敷地を活用し、給食センター、そして認定こども園、新たに0歳児から5歳児まで、そしてこの子どもたちがまた隣の小学校のお兄さん、お姉さんを見ながら成長していくという、そういう環境づくりが非常に大切だと思いますので、そういう一体的な取り組みについて、村長の方からもう一度お願いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えします。認定こども園の開設について、私の施政方針の中でも開園を目指すというふうに謳っております。

そういう関係もありまして、ぜひ関係する課で協議をして、認定子ども園が補助事業としてメニューがあるかどうか。あればそれを活用していきたいというふうに考えております。

そして小学校の建設計画は、令和2年度に実施、そして令和3年度に工事、そして幼稚園については令和3年度に実施、4年度に工事と。また、給食センターについては令和4年度に実施、そして5年度に工事というふうに計画をされておりますけれども、先程ありましたように小学校の建築の中に給食センターも組み込めるような可能性があるということでもありますので、それが実現をしますと、給食センターの計画、平成4年度実施設計、平成5年度工事着工ということになりますけど、その中に保育所が盛り込まれるかどうかということも検討して、今後、辺地総合整備計画の中に組み込めたらというふうに考えています。

ぜひ、認定子ども園が対象となる補助事業があるのかどうか。それがまず先決でありますので、そういったところも含めて、これからの4課の協議の中で進めていきたいと考えております。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

村長、有難うございます。いま村長、教育課長からもあったように、各省庁の補助事業、そしてそれに該当しないものを一括交付金で行うという話でございますけれども、いま村長の施政方針の中でも認定子ども園、これは昭和27年度から福祉計画の認定子どもプランの中にもあるように一体的な教育が必要だろうと思っておりますので、今回の配置計画を再度整備されまして、そこで社協も含めたあの敷地に全体をやると、そのようなことで、ぜひ一体的に今後50年は動かないようなすごい施設ですので、ぜひ村長の施政方針にあるように、子ども園の開園を目指して、より良いいものができるようお願いしまして、私の質問を終わります。以上です。

議長（宮城安志）

これで、宮城義秀議員の質問は終わりました。

続けます。次に7番伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、皆さんこんにちは。傍聴席の村民の皆さん、こんにちは。今回、新型コロナウイルス感染拡大の影響について質問を行うということで、その前に少し所見を述べたいと思います。

新型コロナウイルスが猛威をふるい、まだまだ完全収束には至らず、世界中を震撼させ、多くの犠牲者が出てしまいました。犠牲者には、心からご冥福をお祈りいたします。

感染拡大の防止策として、国は全県に緊急事態宣言をしている。のうち一部の都道府県を除き、解除はされてもまだまだ油断大敵です。

村民は、期間中、不要不急の外出自粛生活が要請され、各種業態が営業自粛、休業など、村経済は大きな打撃を受け、村民所得は激減し、深刻化となっているものと推測されます。

さらに、これから年内の村諸行事等など、殆ど自粛見送りとなり、経済的損失の影響はこれからも続く予想です。

また、秋口には新型コロナウイルス第2波が襲来するのではと大変懸念されています。感染症対策本部は、万全な生活体制を講じ、村民生活への支援や経済の回復に全力で取り組む得策が求められています。

村民一丸となって、その難局を乗り越え、安心安全な島づくりに努めていきたいものです。

以上、所見として、今回はコロナ対策について質問いたします。

それでは、質問通告書を読み上げます。質問事項、新型コロナウイルスの影響による村民生活、経済的支援策について。

年内の村一大イベントが中止、各字の諸行事もほぼ見送りとなる予想であり、さらに修学旅行団民泊受入も見通しがなく、村観光産業に与える経済的影響は大きな損失と想定されます。

県はすでに6都道府県を除き、徐々に緩やかな移動自粛全面解除する予定で観光団を受け入れ経済回復を目指しているが、村の観光事業

や他産業の経済回復策を伺います。以上、よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、伊禮正徳議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言が発出され、自粛要請、休業要請が発令され、国民生活に大きな影響を与えています。

本村においても渡航自粛要請でフェリーの減便による観光産業が衰退すると、村経済に大きな打撃を与えます。

県は、県民生活を回復させ、経済の活性化を図るため、県外渡航自粛要請を全面解除に向けて取り組んでおります。

本村も新型コロナウイルスショックからの回復プランにより、渡航自粛を解除して3密を軸にした新生活様式の下、来訪者の受け入れを再開しているところであります。

村内の経済支援対策については、国の地方創生臨時交付金と村単独予算を充当した事業者支援事業等、8つの支援事業を予算補正し、村内経済の回復に向け、取り組んでいるところであります。

全国的には、新型コロナウイルス感染症の収束が先行き不透明な中、自粛から自衛へと支援方針が変わりつつあります。そのような中、本村においても村民や事業所においては、新型コロナウイルス感染拡大予防のためのガイドラインの下、自らの健康は自らで守るという自粛から自衛に方針を転換して、官民が一体となって取り組んでいかなければならないと痛感しております。

今後の対策展開としましては、ただいま申し上げたことを重点施策として進めてまいります。今回の補正予算で対応できていない点は、村内の観光事業等、各事業所と意見交換しながら支援策を講じていきたいと考えております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

村長の前向きな答弁、大変有難うございます。

では、私の質問要旨で一大イベントとしたのは、尚円王まつり、あるいはトライアスロン大会、そして各字の諸行事等、そして修学旅行団、そして村産業に与えた経済回復等々が主に質問の内容となっております。

そこで一つ一つ皆さんに質問を交わしていきたいんですけど、今回の質問には皆さんにお願いしたいことがあります。感染状況によっては、状況が変わることを執行部の皆さんもご理解の上質問しますので、答弁のほどをお願いしたいと思います。いま村民はこの先の生活に大変な不安を感じている声が多く質問するものであります。よろしくお願ひいたします。

まず、はじめに、先の質問要旨にも村イベントが中止となったとあるが、尚円王まつり、そしていぜん88トライアスロン大会中止となったことに対して、これは3密は避けられないということで、村民の安心安全確保や、万全対策が困難であるということで、これは村民としても妥当な決断であるかと思ひます。

しかし、今後の観光産業、特に経済効果では大きな打撃を与られます。まず、そこで既に影響を受けた算出等々と言ひますか、商工観光課長にまず1点お伺ひしたいんですけど、今回の緊急事態宣言前後のゴールデンウィーク等々の過去2～3カ月か、例年の来島者の割合ですか、どれぐらい減になっているかということをお伺ひしたいと思ひます。

そしていま言つた尚円王まつりは2日間で約1,000名ぐらいの来島者が毎年いるということをお伺ひしています。トライアスロン大会は、600名ののべ3日間になると思ひます。それぞれの経済効果などがどれぐらい算出されているか、以上、3点についてまずはお伺ひします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

ただいまのご質問にお答えします。まつり、トライアスロンの経済効果として、主管課において算出している直接的な効果と申し上げておきますけれども、まつりにおいては2,000万円ほど、トライアスロンにおいては2,500万円であります。これは直接的なもので見込んでおりますけれども、そういった社会的なものを含めると、それ以上かなと思っております。

それとゴールデンウィーク期間中の船舶の出入りでしょうか、これは4月16日から減便運航しております。そして5月26日までやっておりますけど、4月、5月の船舶の売り上げなんですけど、総体的には4月が5割、5月が4割ほどとなっております。

人の動きに対しては、5月の方が前年度の対比、人の動きは前年度を100とした場合の8割ほど減少しております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

その辺、既にこうして大きな経済効果の打撃を受けていることを確認しました。そしてこれからの大きなイベントも既に経済効果の算出がされております。

そして趣旨の中にこの回答は、担当課長なのか、それとも対策本部なのか、まず伺ってみたいと思います。

村内の観光関係に関するイベントは村行事のみではなく、各字の行事等もあります。特に各字の綱引きなど8月行事等が控えていますけれども、既に中止を決めている各字もあると伺います。しかし、9月以降の行事関係に関して、まだまだ動向を見ながら決めていくということで、各字の役員の皆さん悩んでいる状況なんです。

こういう状況の中、村として各字の行事は各字にあれこれという立場ではないと言わずに、村からも一言、どういった行事の持ち方があればいいなということであれば決断もしやすいという声もありました。

そこで私は仲田ですけれども、まだ9月からの行事は中止にはなっ

ていません。8月いっぱいのは行事は中止になっているんですけども、そういったことを村としてはどのようにお考えでしょうか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

伊是名村新型コロナウイルス対策本部として今日お話をさせてもらいます。

今回、村のイベントは中止になりましたが、基本的に対策本部としては、各字の行事等に対しては周知はいまのところしていません。しかし、来週、区長会が開催される予定があります。そこで本村の対策本部において国が示す方針、そして新型コロナウイルス感染対策の基本の方針に基づき、新しい新生活の定着などを前提とした国が出している一定の移行期間、国は3週間程度を一定期間と設けて具体的に評価をする期間を設けています。

そこを設けている期間と同時に、外出自粛や施設の使用制限、催し物、イベントの開催の制限を今後緩和し、そして社会的に経済レベルを引き上げていくこととされていますので、国、県が示す資料に基づき説明をしていきたいと思ひます。

そこで実行委員会、行政委員会にて検討されてほしいと考えています。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

ただいまの説明には、自治会等の主催するまつりやイベントの実施については、沖縄県が策定している新型コロナウイルス感染症に関する沖縄県主催イベント等の実施ガイドラインに基づいたことだと理解されるかなと思ひますけれども、そこで中身を見てみたんですけども、とても厳しい体制です。

要するに、このガイドラインを見て、まつり、イベントをやって下

さいというのは到底厳しいと判断されます。

状況は変わりませんが、いまのところ各市町村はこのガイドラインを守ることはとっても厳しいということで、沖縄本島内の殆どのイベントがキャンセルになっている状況でありますけれども、ぜひ、動向を見ながら6カ字の区長さんあたりにも指導しながら行事のあり方についてお願いしたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

それで一方で県は県内の移動自粛は一旦解除すると、先程村長もおっしゃっていました。県内向けの旅行助成事業を掲げているんです。この事業は、特に離島観光産業の活性化を図る目的として補助制度がありますけれども、この制度は県から何らかの情報を確認されていますか。関係課長いらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

村に確認があったかということでありまして、情報はございませんでした。この事業は6月1日に発表して、翌2日から旅行社を募集して、旅行社が企画し、県内の移動を促進しようということで、旅行社が計画、プランを立てて、消費に対して一定程度の補助ということで聞いております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

このような対策を立てて沖縄県が6月1日からスタートして、既に旅行社の方でプランを計画しているそうです。伊是名村にも企画するか、プレゼンするか、その辺りはいまのところないということなんですけれども、おそらく出てくる可能性はあるんですけれども、伊是名村の6月1日からの回復プランの方には国外や国内の特定都道府県等の感染拡大からの観光客については、引き続き来島自粛を求めるということになっているんですけれども、そのあたりを考えた場合、

もし県、旅行社あたりが村の観光協会、村の方に旅行プランが来た場合はどのような受け入れをすればいいか、観光関係の方々も悩むと思うんですけども、この回復プランからすると自粛するということであるんですけども、そのあたりは3密を守って進めるのかどうか、お伺いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

伊是名村の来訪者受け入れに関する新型コロナウイルスからの回復プランということで、6月1日にホームページ上に掲載してございます。この中では、一定の3密とか、手洗い、消毒等の一定の要件をすることを前提として来訪者の受け入れを再開するということがあります。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

いまの説明でしたら、観光団は県が示すように、旅行業者が観光団を送るということになれば堂々と旅館、あるいは観光施設等々、受け入れ関係の皆さんは受け入れをしてもいいという形で考えてよろしいんですか。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

質問にお答えします。国、県においては、新しい新生活様式を徹底し、来訪された方々には、先程商工観光課長もおっしゃっていたんですけど、徐々に回復をしていこうという動きを出していますので、来訪された方々のマスクの着用、3密の回避、手洗い等の徹底ということで、予防対策を徹底した上で、来客を受け入れるということなので、そういった観点から住民、もしくは観光客の方もそういったものを守りながら来村してほしいということを希望していますので、また宿泊

施設等においても検温、健康観察等の協力依頼するという事も回復プランの方には載っていますので、そういった形で徐々に経済を回復させるということを求めているので、その方針で伊是名村も受け入れをしていく方針になるかと思えます。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

わかりました。有難うございました。

次に進みます。これは村長にぜひお願いしたいんですけども、既に影響を受けた、今後の影響も懸念されることで、伊是名村商工会、そして一般社団法人伊是名島観光協会から支援の要請が提出されていると思いますが、この2件の団体からの要請支援策はどのように考えているか。村長、ぜひ回答をお願いしたいと思います。

そしてその他、農林水産関係と、他の団体の方から、また各個人事業所、いわゆるフリーランス等からの要請等はいまのところないのかどうか、その3件ですか、ぜひお願いしたいと思います。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

先に商工会、そして観光協会から要望があったということについては、私どもも真摯に受け止めて、先程答弁の中にもありましたように、関係する事業者と意見交換をして、どういった内容であるのか、どういった打撃を受けているのか。そういったことを意見交換の中で洗い出しをしまして、それに対する村としての支援はどういった形でできるのかということについて、これから検討していきたいと思えます。

考え方としましては、損失を被っている事業者に対しては、村としてもぜひ支援をするということであります。

また、水産業や農業の関係者からは、いまのところそんな大きな打撃は受けてないというふうに情報をいただいております。

議長（宮城安志）

7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

この中で村が推薦する民泊事業が既に1月期は延期や、あるいは中止の方向性なのか。現在のところは見通しが全く立っていないということを知っています。民泊を営む会員の生活にも所得等々、大きな影響を受けて、これからの損失も大変懸念されるところです。

先程の要請書の中には運営補助とか、そういったのが掲げられて要請をされていますけれども、ぜひ民泊会員の皆様方にも何らかの方法で支援策を検討できないかどうか、観光協会に補助をすればではなくて、観光協会の方はそれに触れていませんけれども、民泊の皆さんは観光関係の方にも貢献されて、一生懸命頑張っているところでありませぬけれども、そのあたりは、ぜひ手厚い、特段の配慮を支援できないかどうか、村長の考えを再度お願いしたいんですけども、よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

観光協会に対しましては、先程答弁申し上げたとおりで、これは村としても何らかの支援はしなければいけないというふうに考えております。

そして民泊関係者におかれましては、これまで村の経済に大きな貢献をしているということは、これは村民皆さんが認めているとおりでありますし、情報を聞きますと、本年度は受け入れできないというふうなことも決定したというふうに聞いて、大変残念に思っております。

しかしながら、そうは言ひましても、これまで村の経済に大きな貢献をしたという方々に対しましては、村としても何らかの支援をしていかなければいけないというふうに考えています。

議長（宮城安志）

7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

有難うございます。私もいま自分からは民泊が全面的に取りやめになったということは言えなくて、いま村長の方から年間約6,000名ぐらいの来訪予定であった民泊受け入れが全部中止にということ先程耳にしたんですけれども、その事業の経済効果というのは計り知れないものがあります。大変ショックを受けている状況で、私も以前関わったことがありまして、ぜひ、ご支援のほど、お願いしたいと思います。

それではいまいろいろ質問した中で、村は4月13日に伊是名村新型コロナウイルス感染症対策本部が設置をされています。この機関は収束するまでしばらく継続するということになってはいますが、同時に今後の緊急事態で経済的影響を受けた場合などに備え、経済の活性化について協議を目的とした協議会について現段階では設置されていますか、確認したいと思います。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。いま議員がおっしゃった経済対策関係の会議、今後の対応ということですが、いまのところ検討はされておりませんが、このコロナウイルスの蔓延の状況等を見て、それから検討していくことになろうかと思います。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

これから検討するということですが、私は緊急に即設置してもらいたいと思うんですが、村の経済を支える各種団体、専門委員、村民で構成して、活発な意見交換を行う、声を聞く場として活性化対策に参考になると思われます。

ぜひ、協議会を設置して、既に民泊事業も取りやめ、全部中止となっていますから、動向によって検討するのではなくて、同時に対策本部と一緒にいま設置はすべきではないかと思うんですけれども、再度設

置するということを切に要望して、もう一度お願いしたいと思うんですが。

議長（宮城安志）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時 3 5 分

再開 午後 3 時 3 6 分

議長（宮城安志）

再開します。

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議員ご質問のように、これは緊急的な事項でもありますので、私共も検討協議会みたいなそういった形で取り組むように努力をしていきたいと考えています。

議長（宮城安志）

7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

ぜひ、お願いしたいと思います。有難うございました。

最後になりますけれども、先の一律特別定額給付金、支給率はどうか、ちょっと確認したいんですけれども、担当課長。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。世帯人数等、いまはつきりした数字は申し上げられないんですけれども、97.6%で村の方は支給を終えているところであります。以上です。

議長（宮城安志）

7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

わかりました。ぜひ100%目指して頑張っていただきたいと思います。

最後になりますけれども、ぜひこれからの経済対策等々を村民一丸となって、皆さんと一緒に村を活発化させたいと考えていますので、これをもちましてコロナ対策についての質問を終わりたいと思います。有難うございました。

議長（宮城安志）

これで、伊礼正徳議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時 3 8 分

再開 午後 3 時 4 6 分

議長（宮城安志）

再開します。

一般質問を続けます。次に、10番潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

こんにちは。最後になりました。読み上げて要旨とします。

質問事項、教育問題について。新型インフルエンザ特別措置法第32条第1項に基づき、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は緊急事態宣言を行った。期間は、令和2年4月7日から令和2年5月6日として不要不急の外出の自粛など「三つの密」を避ける事など、自己への感染回避するとともに、他人に感染させないよう徹底することが必要であると発表した。

それを受け県教育長は、市町村教育委員会に対し学校の休校要請をしました。本村に於いても5月6日までの間、休校としたが、新型コロナウイルスの猛威が弱まることなく休校期間が延長され、5月21日から臨時休校していた学校も再開しました。

児童生徒も学校に通う喜びと友達に会えるうれしさ、勉強の出来る楽しみ、学校での学びにホッとしていると思います。

しかし、私はこの1カ月半の授業の遅れが非常に気になっております。その遅れを取り戻す対策及び対処方法について、教育長の考えを伺いたいと思います。以上、よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

それでは、潮平そのみ議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、4月7日から再三の延長の末、5月20日まで学校の休業措置がとられました。

そして、その翌日21日に1カ月余りの休業期間を経て学校が再開されました。学校再開に喜び、安堵すると同時に授業日数、授業時数が確保できず、授業の遅れ、そして行事等の教育活動の中止、延期などによる行事、児童生徒の学びの保障にどのように対応していくかということが喫緊かつ最重要課題となりました。

そこで学校と協議を行い、学年度末を見据えて、すべての学年のすべての教科の指導内容を完全実施していくために4つの対応策に取り組んでいきます。

まず、1つ目に夏休みを短縮して授業日数、授業時数を確保すること。伊是名村立学校管理規則において、教育上必要があるときは、校長はあらかじめ授業日数変更届け出書により、教育委員会へ届け出て休業日の期間を変更することができると規定されています。

この規則の運用により、例年実施している7月21日から8月25日までの夏期休業期間を中学校は8月1日から8月10日まで、小学校は8月1日から8月16日まで、幼稚園においては小学校と同様とすることが決定しております。

2つ目に予備時数を確保すること。3つ目に教科ごとに1学期に指導すべきであった内容を2学期に移動すると指導計画の工夫をしていく。4つ目に学校に関連する教育委員会行事の精選、見直し、学校現場における教育活動や行事の精選、見直し、縮小などを図る。

以上の4つの対応策で標準授業時数の確保によるすべての教科の指導内容の完全実施、並びに学校教育活動の必要最低限の実施により、幼児、児童生徒の学びを確実に保障していきたいと考えています。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

夏休みを返上するような形になりますけれども、児童生徒は夏休みをとっても楽しみにしているものだと思いますけれども、授業時数を確保するには、最善の対策かなと思われます。

ただ、自分たちも憶測で夏休みはないんじゃないかなと思ったりはしていたものですから、子どもたちには悪いけど、授業日数を確保するためには、いい対策ではないかなと思います。

それで学校の行事が中止になるということをいま教育長はおっしゃっていましたがけれども、1年間通しての中止なのかどうか。小学校については日高小学校との交流会もあるし、6年生はとっても楽しみにしていると思います。

それと中学生は、中体連も今度6月のはじめにあったんですけど、その方もなくなっているのか。それとも夏休み、また再度延長して行われるか。そういったこともよろしくお願いします。

議長（宮城安志）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

いま学校行事について、子どもたちが一番楽しみにしている行事でありますけれども、1学期、まず中止になったのが家庭訪問、春の遠足、それと始業式、入学式、入園式においても縮小して実施と、そういうことで子どもたちがとても楽しみ、あるいは保護者にとっても大事な行事が中止に追い込まれています。

いま言いましたように、中学生にとっては中体連、そして3年生の修学旅行、そういうものに関しては実施していく方針であります。それと同時に日高も6年生にとっては大切な行事でありますので、北海道との関連があります。それが可能なのかどうか検証して実施の方向でいきたいなと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

すみません、もう1点大きな学校行事、小学校、例年だと1学期に運動会もあったと思いますけど、その方はどうでしょうか。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

運動会についてお答えいたします。本来であれば、小学校、中学校、それから幼稚園、今年は体育協会の方で村民運動会が予定されておりましたので、そこで実施に向けて取り組むということで協議をしたところなんですけど、その取り組みで10月25日を予定しておりました。しかし、体育協会の役員の方で取り組みについて協議したところ、村民運動会を中止にするということが決定して、これが最近のことになっておりますので、これから書面で決議の方向で各委員の皆様にはお渡しすることになりますけど、小学校と幼稚園の運動会、中学校は本来、今年運動会がございませんので、幼稚園、小学校について、今後、協議していくということになっております。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

幼稚園、小学校、今度あるということですけど、これは学校教育、村のものと合体しても大丈夫な行事なんですか。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

学校教育の一環ということでもありましたけれども、運動会、全村民が対象ということで協議を進めておりましたので、幼稚園、小学校、中学校とも、その中で取り組んでいくということでの協議は終えていたところでございます。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

すみません、先程中学校のホームステイ、その方はまだ聞いてなかったものですから、ホームステイもたぶん渡米ですから中止だとは思うんですけども、これも憶測ですので、はっきりとしたことを聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

お答えいたします。海外短期留学、これまで沖縄タイムスさんの活動に我々も一緒に村から補助をしてお二人派遣しておりましたけれども、いま現在、米国の方で新型コロナウイルス感染症がまだ猛威がふるっている状況でもあり、渡米ができない状況だと私も考えておりますので、また沖縄タイムスさんもこの募集は現在行っておりません。そういうことで、現在は中止ということと考えております。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

このコロナウイルスのために、子どもたちがせつかくの勉強の場を遠ざかるということが非常に残念ではありますが、去年も一人だったということで今年に期待していたんですけども、これは感染症のためには仕方ないことだと思います。

それで昨日の予算で新型コロナウイルス感染症対策として、学校にパソコンなどの整備事業で端末導入、タブレットも予算措置されておりますが、第2次、第3次も予想されますので、その方面に向けての学校の勉強のあり方、社会の変動に合わせて教育のあり方も変わると思いますので、そこで教育長としてもっと子どもたちにしっかりと道しるべといいますか、そういった心意気、子どもたちの勉強のやり方、主にどういうふうに行っていくとか、そういう考えがありましたら教えてほしいと思います。

議長（宮城安志）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

質問にお答えします。これからの学校教育と申しますか、ICT教育ということでタブレットを利用した教育、いま本当に話題になっている在宅、お家にいながら授業を受けるオンライン授業というのがいま話題になっております。

それに向けて、私も実際にはやったことないので、これから先、検討されて、そういうタブレットを利用した授業が行われる。そして突然の休校措置が緩和されるということは大事なことではないかなと思います。

そのためにはやはり全地域にw i - f i環境、島内にすべて誰一人隔たりなくw i - f iを受けてできるという授業が望まれるのではないかなと思います。

今後、タブレットを使っのオンライン授業を第2波、第3波に向けて検討していくことは重要なことだと考えています。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

いま国もオンライン授業、他の学校でもそういう取り組みは既に始まっていると聞いていますので、伊是名村も2～3年前にw i - f i各家庭にぜひつけてほしいと村からも放送で流していましたので、たぶん各家庭には入っているものだと私は思っていますけど、ぜひ子どもたちにオンラインシステムの勉強を進めていってほしいと思います。

議長（宮城安志）

これで、潮平そのみ議員の質問は終わりました。

以上で、一般質問はすべて終わりました。

お諮りいたします。本定例会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

6月10日から3日間の日程で行いました、令和2年第2回伊是名村議会定例会は、予定されておりました議案が議員各位並びに執行部の協力により、無事終了することができました。ここに感謝申し上げます。

これで、令和2年第2回伊是名村議会定例会を閉会いたします。

閉会（午後4時07分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員